

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調 査 係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 30 年 12 月 19 日 (水)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 16 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	千葉委員長、横田副委員長、石田・高橋（克幸）・中村（誠吾）・川畑 各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、石田委員、中村誠吾委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「市営若竹住宅 3 号棟の募集概要と住宅配分について」

○（建設）大門主幹

それでは、市営若竹住宅 3 号棟の募集概要と住宅配分について、報告いたします。

この件については 10 月 31 日開催の住宅行政審議会に諮問しまして、内容を承認する旨の答申をいただいたものでございます。

若竹住宅 3 号棟は 12 月 7 日に工事竣工、引き渡しを受けたもので、まず資料の 1. 募集概要についてですが、募集期間は平成 31 年 2 月 4 日月曜日から 2 月 8 日の金曜日、偶数月に実施している定期募集にあわせて実施いたします。

次に、型別構成及び戸数ですが、1LDK が 23 戸、2LDK が 14 戸、3LDK が 7 戸の合計 44 戸となります。

次に、募集方法は全戸公募で実施して、入居は 4 月中旬の予定でございます。

なお、駐車場 12 台分については、敷地の都合上、12 区画しか確保できなかったため、特定目的住宅の入居者で、かつ心身障害者世帯向け住宅の居住要件を満たす世帯を優先いたしまして、残りのほかの部分については、希望者の中から抽選により決定いたします。

それから、資料の 2 番、一般世帯向け住宅及び特定目的住宅の配分についてですが、資料記載のとおり全 44 戸のうち、31 戸を一般世帯向け住宅、13 戸を特定目的住宅として配分いたします。この配分については、平成 14 年度の審議会で答申を受けた、市営住宅総数に占める割合をおおむね 3 割程度の水準とするという考えに基づくものでございます。

この中では、既存借上住宅制度の開始とあわせて条例化した、子育て世帯向け住宅を 6 戸としております。これは、当市の基本的な住宅政策方針を示す小樽市住宅マスタープランにおきまして、まちなか居住の推進、安心して子育てできる住まいづくりを重点施策として位置づけているため、多目に設定したものでございます。

○委員長

「市営祝津住宅の募集における申込要件の緩和について」

○（建設）大門主幹

引き続きまして、市営祝津住宅の募集における申込要件の緩和について、報告いたします。

この件についても、前段の市営若竹住宅と同じように、10 月 31 日開催の住宅行政審議会に諮問いたしまして、内容を承認する旨の答申をいただいたものでございます。

資料のまず 1 番、募集方法及び型式別人数の変更についてですが、現在、市営祝津住宅は一般世帯向け住宅、特定目的住宅ともに 2 カ月に 1 度の定期募集のみで受け付けしておりますが、これを一般世帯向け住宅の 4 階、5 階については、随時募集に切りかえるものでございます。

また、定期公募分については、単身世帯でも 2 人世帯用住宅である 2LDK への申し込みを認めるよう変更するものでございます。

次に、2 番の要件緩和の背景についてですが、このたびの改正は市営祝津住宅の応募倍率が市営住宅の市内全体と比べて低い倍率であり、次回、公募に繰り越す住宅が多い状況が続いているために実施するものです。

市営祝津住宅と同様に応募倍率が低調であった市営塩谷住宅については、平成 23 年度に随時募集を開始し、平成

26 年度からは、定期募集分の 2 人世帯用住宅である 3DK を単身者でも応募可能とする対策を実施いたしました。この結果、随時募集分については、募集戸数以上の応募があり、一定の効果が出ているため、市営祝津住宅におきましても、同様に随時募集を実施するとともに、単身者世帯の 2 人世帯用住宅への応募を可能とするものでございます。

○委員長

「第 2 次都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査結果について」

○（建設）半田主幹

第 2 次小樽市都市計画マスタープラン策定のため、ことしの 5 月に実施いたしました市民アンケートの結果の概要について、報告いたします。

資料の 1 ページをごらんください。

まず、アンケートの調査期間は 4 月 27 日から 5 月 14 日までの約 2 週間を設け、対象者は住民基本台帳登載者から抽出した 18 歳以上の 3,000 人といたしました。

配布に当たっては、地域によって偏りが出ないように、九つの地域にほぼ均等に配布し、回収状況については、727 人の方から回答をいただき、回収率は 24.2% となりました。

アンケートでお聞きした対象は、大きく分けて三つあり、本市全体を対象としたものと、住まわれている地域を対象としたもの、小樽のまちを形成する「みどり」がございます。これらのうち、都市計画マスタープランを策定する際の基本的な要素となる、問 4 から問 9 と、問 15 で記載件数の多かった公園に関するものについて報告いたします。

では、2 ページをごらんください。

まず、小樽市全体を対象とした設問のうち、1 番の「今後重点をおくべきこと」から説明いたします。

この設問では、分野ごとに重点をおくべきことを選択肢の中から二つを選んで回答いただいております。分野ごとに最も多かった回答は、土地利用では「空家・空き地の活用」、道路・交通網では「冬期交通の滑り対策や交差点見通しの改善」、公園や緑地等については「住宅地周辺にある既存公園の充実」、生活環境では「若年層やファミリー層向け住宅施策充実」、街並み・景観では「歴史的建造物・風景を保全し、魅力ある景観づくり」、都市防災では「防災拠点や避難施設となる公共施設の耐震化」という結果となりました。

次に、Ⅱお住まいの地域を対象とした設問のうち、生活環境については、各項目の満足度を、満足、やや満足、普通、やや不満、不満の中から一つを選んで回答いただいております。最も満足度が低かったのは「災害時の安全性」で 13%、次いで「子供の遊び場や身近な公園」が 15% となっております。子供の遊び場について、年代別クロス集計で見ますと、30 歳代の満足度が 7% と最も低くなっております。

次に、ページ右上 3 番の魅力的なまちにするためのアイデアについては、自由記載形式で 285 件、お寄せいただいております。これをつかわれている用語で分類いたしますと、公園整備に関する件数が 75 件と最も多く、次いで、子育て支援に関するものが 31 件となっております。

次に、Ⅲ小樽のまちを形成する「みどり」については、ここでは身近な公園に関する設問について、報告いたします。

まず、利用頻度については「まったく利用しない」が 44%、「あまり利用しない」が 35%。利用しない理由については、当てはまるもの全てを選んで回答いただいております。最も多かったのは「利用する時間や暇がない」で 44% となっております。

次に、あったら良いと思う公園については、最も多い回答は「花が多く季節の楽しみがある公園」となりました。

次に、公園の利用頻度を年代別クロス集計で見ますと、「よく利用」「ときどき利用」が最も多いのは 30 歳代となっており、先ほどの生活環境の設問で、子供の遊び場に対する満足度が最も低かった年代と一致する結果となり

ました。

回答いただいた方の属性については、配布した地域や年齢層ともに、それぞれおおむね 10%前後で偏りはありません。また、性別では男性が 35%、女性が 61%となっております。

アンケート結果の内容は、人口減少、少子高齢化などやこれに伴う空き家・空き地の増加のほか、大規模な災害の発生による、防災意識の高まりなどを背景とした回答となっていることがうかがわれます。

都市計画マスタープランの策定に当たりましては、このアンケート結果や次回の策定委員会での議論を踏まえ、基本目標などを定めてまいりたいと考えております。

○委員長

「第 2 回都市計画マスタープラン策定委員会開催経過の報告について」

○（建設）半田主幹

平成 30 年 11 月 16 日に開催いたしました、第 2 回第 2 次小樽市都市計画マスタープラン策定委員会の経過について、報告いたします。

資料をごらんください。このたびの開催目的については、本市を取り巻く社会情勢などを踏まえた都市計画マスタープランの方向性の確認であります。策定委員会では、市民アンケート調査結果及びおたるこども会議グループワークの結果について、一括して説明した後、現行計画の成果、第 2 次都市計画マスタープランの構成や方向性について意見をいただいたところであります。

委員の方からはアンケート結果に対し、アンケートの回収率が低いように感じるとの感想や、人口流出を抑制するため同窓会などの機会を通じ転出理由を聞いてみてはどうかとの提案をいただきました。

また、現行計画の成果に対しましては、土地利用方針にある、コンパクトな市街地の形成とは、どのような取り組みがなされたのかという質問と、次の都市計画マスタープランの構成に対しましては、地域別構想の分割数ももっと少なくとも良いのではないかと質問をいただいております。

いただいた質問に対する回答や対応については、アンケートの回収率については、一般的に回答率が低い若年層に配布数を傾斜配分したためと思われること、コンパクトな市街地の形成については、市街化区域の拡大を抑制しおおむね現状維持とするため、都市計画による規制を行ってきたこと、地域別構想の区分については、総合計画ともほぼ一致していることなどから、現行計画と同様に 9 地域に分割することを説明し、御理解いただいております。

なお、転出理由をお聞きすることについては、今後の参考とさせていただく考えでおります。

最後の議題、目指す方向性については、都市計画マスタープランが持つべき計画の方向性を確認するものであり、事務局から、人口減少下においても安全・安心で快適な暮らしを持続できるまちづくりや、中心市街地でのにぎわいづくり、子供を産み育てやすいまちづくりなどの方向性を示しましたが、全体として将来人口に適応した方向性と受けとめられた方が多くあり、人口減少の抑制を目指す方向性も必要であるとの意見をいただきました。

このため、次回の策定委員会で示す基本目標や部門別方針が、総合計画の方向性とも整合し、人口対策に資する内容も含まれることを改めて説明してまいりたいと考えております。

今回の策定委員会は 2 月中旬ごろを目途に開催し、基本目標や部本別方針等を議題とする予定でおります。

○委員長

「市道谷地分線の供用開始について」

○（建設）建設課長

市道谷地分線の供用開始について、報告いたします。

当該路線における、これまでの経緯といたしましては、平成 13 年と平成 17 年の二度にわたり、銭函連合町会より、当時未整備であった市道御膳水通線から道道銭函停車場線までの間、詳細の位置については、2 枚目の位置図をごらんください。

路線的には市道谷地線と市道谷地分線の 2 路線にまたがりますが、総延長約 720 メートルの区間における道路整備要望書が提出されました。

その後、平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間で市道谷地線に当たる部分、延長約 400 メートル、幅員約 10.5 メートルの道路改良工事を実施しました。平成 24 年度からは、その続きの市道谷地分線に当たる部分、延長約 320 メートルの測量と道道銭函停車場線との交差点付近で一部用地の買収を行った後、平成 28 年度から 30 年度までの 3 カ年で市道谷地分線の道路改良工事を実施しております。

供用開始までの手続については、平成 27 年 3 月 23 日に、未供用道路として谷地分線の市道認定を行った後、本年 12 月 5 日に道路改良工事の完了検査を終え、同日供用開始の告示を行い、交通の開放を行っております。

なお、供用開始に当たり、道路法第 18 条第 2 項の規定により、今月 5 日から同 21 日まで建設部用地管理課におきまして、関係図書を縦覧しております。

○委員長

「屋外広告物点検結果報告書の様式変更について」

○（建設）まちづくり推進課長

小樽市屋外広告物条例施行規則に定めます、屋外広告物点検結果報告書の様式変更について報告いたします。

一定規模を超える固定の屋外広告物を設置する場合には、小樽市屋外広告物条例に基づき、3 年以内ごとに継続許可申請を要し、その際に点検結果報告書の提出を求めています。

この報告書は従来、表示面、基礎等の点検部位のみを示した 7 項目について記載する内容でしたが、規則改正を行って 17 項目に変更することといたしました。

これは、従来の点検部位を基本としながら、例えば、表示面であれば表示面板、切り文字等の腐食、破損。基礎であれば、基礎のクラック、ひび割れのことです。支柱のぐらつき等、具体的かつ詳細に点検項目として示すことで、点検者によるばらつきが生じないようにしたものでございます。

なお、このことについては、国土交通省の「屋外広告物の安全点検に関する指針案」の中で示されておりますほか、北海道におきましては、既に 7 項目から 17 項目へ様式の変更をしているところでございます。

施行については、平成 31 年 4 月 1 日の予定でございます。

○委員長

「（仮称）第 2 次小樽市上下水道ビジョンの進捗状況について」

○（水道）主幹

（仮称）第 2 次小樽市上下水道ビジョンの進捗状況について、本年の第 1 回定例会の当委員会で報告した以降の状況について報告いたします。

平成 30 年第 4 回定例会に素案報告を行うため作業を進めておりましたが、上位計画であります第 7 次小樽市総合計画策定スケジュールが約半年おくれることが、第 3 回定例会の総務常任委員会に示されました。

資料をごらんください。上が当初、下が変更の策定スケジュールになります。

表の下段をごらんください。この行が総合計画策定スケジュールで、具体的には、基本構想の議案審議が平成 30 年第 3 回定例会から平成 30 年第 4 回定例会へ変更となり、最終の基本計画報告が平成 31 年第 1 回定例会から、第 3 回定例会へ変更となるとの内容でした。このことから、（仮称）第 2 次小樽市上下水道ビジョンも第 7 次小樽市総合計画と整合を図る必要があること、また、北海道胆振東部地震で新たな課題の検討が必要となったことや、経営戦略の策定に時間を要していることなどから、最終報告を平成 31 年第 1 回定例会から第 3 回定例会へ変更するものであります。

今後は、平成 31 年第 1 回定例会で経営戦略に係る部分と資料編等を除いた形の草案報告、第 2 回定例会で全てを取りまとめた素案報告を行い、委員の皆様から意見を頂戴してまいりたいと考えております。

また、小樽市上下水道事業経営懇話会においても、同様に報告を行い、同じく意見を頂戴してまいります。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、共産党、立憲・市民連合、公明党、石田博一委員の順といたします。

自民党。

○横田委員

◎空き家対策について

空き家対策について質問いたします。

連日、札幌市豊平区平岸の爆発事故による火災の報道がなされています。テレビを見ていましたら、それに関してというか、空き家の危険性というのを特集を組んでやっておりました。今回は、爆発ですから、瞬間的なものだったのでしょうか、その特集でやっていたのは、家の両サイドが空き家の場合、真ん中の、人の住んでいる現状の家が火災になっても、両側に空き家があると発見が非常におくれる。通常に人が居住していれば異常を感じるのでしょうか。そういう意味で、空き家に挟まれている家は非常に危険だという。それから、空き家自体から火が出ますと、これはもう空き家ですから、誰も反応しない。近隣の人がわかればいいのでしょうか。

空き家が火災になるということは、もちろん非常に危険であり、火災の要因として、全国的な統計の例ですが、漏電等あるのでしょうか、放火というのが非常に多いそうです。空き家ですから簡単に火をつけられるというようなことを言っておりました。

それで、本市の空き家対策、本市もしっかり取り組んでおりますけれども、それについて検証も兼ねて質問したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、平成 27 年でしょうか、空家等対策の推進に関する特別措置法という法律ができて、空き家に対するいろいろな、安心・安全を含めたことを議論しなさいということになりました。

まず、本市の最新の空き家の数について報告願います。

○（建設）山岸主幹

最新の空き家の数でございますけれども、平成 27 年度に全市的に空き家実態調査を行いまして、その時点での市内の空き家数は 2,423 件でありました。その後、データの更新を行う中で新規の相談、あるいは情報提供による物件が 292 件ありまして、それが増加分です。

また、建設リサイクル法の届け出等により解体等が確認されたもの、これが減として 205 件ありました。このことから、現在データとして押さえているのは 2,510 件であります。

ただし、我々は全ての空き家を押さえているわけではありませんので、我々のわからないところで新規に空き家になった部分の数は、この中には入っておりません。

○横田委員

現在で、おおむね 2,500 件、新規の、新規の空き家というのも変ですね。新しく空き家になったところもあるのでしょうかけれども、この 2,510 件の空き家、この中で空家等対策の推進に関する特別措置法による特定空家等という定義がありますが、これについて、件数、それからどういうことで特定空家等になるのか、あわせてお答え願います。

○（建設）山岸主幹

現在、空家等対策の推進に関する特別措置法による特定空家等として認定している件数は 32 件であります。その特定空家等になる条件ですが、空家特措法第 2 条第 2 項に四つの状態にあるものと定義されております。

一つ目として、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険になるおそれのある状態。主に倒壊や飛散、落下、

そのおそれがあるもの。

それから二つ目として、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態。主に、ゴミの放置、におい、それから、それによる虫の発生による近隣への被害です。

三つ目として、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。

それから四つ目として、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。小樽市でいえば、主に落雪や、木によるものなど、生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態をいいます。

それと、特定空家等の認定をどのように行っているかですが、今の 32 件については、これまで苦情相談が来ているもので、危険な空き家を優先しまして、候補物件を抽出し、我々職員で判定基準に基づき判定調査を行い、最終的には建設部内の関係管理職で組織しております、特定空家等認定審査委員会で危険度、緊急度を総合的に判断して認定しているものであります。

○横田委員

少し触れられているのですけれども、小樽市特定空家等認定基準というものがあるのですね。

後でまた見ますけれども、そういう基準に合致すると特定空家等になるということです。

それで、今答弁の中にもありましたが、32 件の特定空家等がある。そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態ということですが、特定空家等に認定した以降も、現実にはそのまま放置しているのですよね。危険性はないのですか。大丈夫ですか。

○（建設）山岸主幹

倒壊の危険がないかということなのですけれども、当然、特定空家等に認定する程度の危険度、緊急度があるものということで認定を行っておりまして、所有者を調査しまして、その所有者に改善のための措置を行うよう指導しているのですけれども、ただ、それが特に即座に人や近隣の家などに被害が及ぶおそれがある場合は、市で立ち入りの注意を促す看板を設置したり、もしくは本当に緊急度がある場合は、必要最低限の措置を行うことはあります。

○横田委員

今言ったように放置すれば倒壊するおそれがあるだとか、それから衛生上、有害な状態である空き家が現実に 32 件もあるということは、行政としては当然措置をしなければならないのでしょうかけれども、これは所有者に連絡して、措置をしてくださいということですが、なかなか、聞くところによると費用の関係で、上物を整理できないという人が多いと聞いております。

自治体によっては解体に対する補助金を出しているところもあると聞いたというか、インターネットで見たのですけれども、今、小樽市はそういった補助金はないですね。

（発言する者あり）

ある、どのくらいですか。

○（建設）山岸主幹

特定空家等住宅除却費助成制度を今年度から始めました。

補助額につきましては、解体、除却費用の 3 分の 1 もしくは 30 万円の低い方ということで助成しております。

○横田委員

除却費の 3 分の 1、あるいは 30 万円ということですが、私の見ている資料では、100 万円から 200 万円くらいを出しているところもあるみたいなことが書いてありました。これは、直ちにその助成ができるかどうかはわかりませんが、できるだけ所有者の負担が少なく解体、除却できるということになればいいのかと思います。

本市の特定空家等については、32 件あるとありますが、この空家等対策の推進に関する特別措置法により、立入調査と、所有者への是正勧告が可能となりました。

ちなみに、本市でこの立ち入りや是正勧告をしたことはありますか。

○（建設）山岸主幹

空家等対策の推進に関する特別措置法により立入検査または是正勧告ができることになったのですが、本市におきましては、特定空家等の現地調査に当たりまして、立入調査が必要かということで少し検討したのですが、外観調査である程度、判定ができるということがわかりましたので、所有者に連絡して、立ち入りの通知をしてというところの立入調査は 1 件もまだ行ったことはありません。

それと、是正勧告なのですが、法による特定空家等への措置ということになりますけれども、現在、特定空家等 32 件のうち、所有者等が判明している 17 件に対しまして、助言、指導の措置を行っているところであります。

○横田委員

17 件に助言、指導を行っている。その後、勧告になるのでしょうか。それから命令ですか、そして行政代執行というふうに行くように承知しておりますけれども、できるだけ早く、そういう危険な空き家の解消をしていただきたいと思います。

少し私、勉強不足で申しわけないのですが、上物が建っていると固定資産税が少なく、更地になると固定資産税が 6 倍くらいになるのですか。それは現在もやっているのですか。

例えば、解体して固定資産税が 6 倍になるのなら、空き家のままで建物を建てておこうという人もいると思うのです。それがネックで解体できないということもあると思うのですが、それをやめましょうという動きもあるのですよね。それは、実際にはまだ何もなっていないのですか。

○（建設）山岸主幹

横田委員のおっしゃるとおり、住宅用地に対する課税標準の特別措置というのがあり、建物が建っていると固定資産税の課税標準額が 6 分の 1 になると聞いております。ただ、先ほど答弁しました空家等対策の推進に関する特別措置法による措置なのですが、指導、助言の後には、勧告、命令、代執行と措置が進み、勧告になりますとその特例措置が外れるということになっております。

ただ、先進地の事例では、先ほど横田委員がおっしゃったように、解体後、即座に固定資産税の課税標準額が 6 倍になるのではなくて、緩和措置をとっているところもあるとは聞いておりますけれども、本市ではまだそこに至ってはいないのですが、今後研究してまいりたいとは思っております。

○横田委員

特定空家等が 32 件、うち 17 件も指導しているということですので、また次の建設常任委員会でも状況がどうなっているかお聞きいたしますけれども、できるだけ所有者としっかり話し合いをされて、今言ったような、税制の面も考慮しながら危険を排除していただきたいと思います。

関連しまして、空き家・空き地バンク制度というものがありますが、これは平成 21 年度くらいでしたか。この状況を見ますと、余り充実していないといえましょうか、これについて説明していただけますか。21 年度当時の話、それから、現在までに何件くらいの成約があるのかをお願いします。

○（建設）山岸主幹

空き家・空き地バンク制度については、当初まちづくり推進課で、中心市街地の活性化などを目的に制度がつくられたものでありますけれども、昨年度から空き家対策担当に、バンク制度を移管しております。

平成 21 年度から 28 年度におきましては、トータル 8 年間で 14 件の登録、それから 14 件の成約となっております。

昨年度から空き家対策担当に移ってきたのですが、平成 29 年度は登録、成約とも 1 件。それから、今年度については、登録、成約ともゼロ件となっております。

○横田委員

制度といいましようか、実績が充実しているとは思いませんけれども、当初つくっている小樽市空家等対策計画の中に、成果指標の設定があり、ここを見るに、空き家・空き地バンクへの登録数、登録後の成約数の目標があります。

先ほどお聞きした件数と比較すると、目標が大きいは言えませんが、1年間に20件の登録数、それから1年間に10件の成約数、これを5年間で登録数100件、成約数50件を求めなさいという計画があります。

先ほどの件数を聞いて、これは大きな目標なのかなという気がいたしますが、これに対するお考え、件数も含めて、あるいは達成可能性といいましようか、そのようなところも含めていかにお考えでしょうか。

○（建設）山岸主幹

空き家・空き地バンクの成果が上がっていないというところなのですけれども、空き家・空き地バンクについては、広報おたるに周知の文書を書いたり、または固定資産税の納税通知書に啓発文書を封入して、実は前より倍くらい、10件から20件以上という相談件数は来ております。

ただ、相談物件のほぼ9割以上が、郊外の不便なところで、老朽化していて、もうどうにもできないから処分したいのだけれども、空き家・空き地バンクに登録できないであろうかということで相談が来るのですけれども、空き家・空き地バンクの制度としては、すぐに登録できるわけではなくて、あくまでも仲介する、協力してくれる不動産業者が仲介の手を挙げていただいて、初めて登録に至るものであります。

不動産価値が低いと、彼らもやはり商いとしてやっておりますので、手数料がはね返ってきますが、1件に当たって行う調査、それから契約書等の制作、金額の多寡にかかわらず同じだけかかるものですから、なかなか協力しただけでない、登録できない。登録しても、やはり成約が難しいのではないかとということで、登録に至っていないのが一つの大きな原因ではないかと思っております。

また、流通できる可能性のあるものは、我々のところに来ないで、直接、不動産屋に行ってしまうのです。不動産屋で、もうネットワークができていますので、そちらでもインターネットで検索もできるということで、そういう不利な物件が来てしまうというのが主な原因ではないかと考えております。

ただ、そうは言っても、成果指標を掲げておりますので、まず空き家・空き地バンクについてはどうしたらよいかということでは、先進市の成功事例を見ると、NPO法人に委託して、行政ではできないような、ソフト的な仕掛け、イベントなどをうまくやって成果が上がっているところ。それから、今のような不利な物件について、個人売買等を行っている。個人売買であれば登録は何でもできてしまうということであるのですが、そうやった事例でも、やはりトラブルが発生しているということも見受けられますので、ここについては慎重に見きわめていきたいと思っております。

ただ、今、空き家・空き地バンクの話になっておりますけれども、一番重要なのは、空き家の利活用を推進するということでございます。今、考えておりますのは、北海道宅地建物取引業協会と全日本不動産協会と大きく二つ小樽市内にあります。その二つの団体と活用に関しての協定を締結して、民間の力をお借りしながら、ぜひ、利活用を進めていきたいと思っております。

○横田委員

確かに、郊外の壊れた物件は、なかなか成約するのが難しいのは当たり前の話です。ただ、今答弁にもありましたが、指標として掲げている以上、何らかの対応、今答弁されたようなNPO等を利用してやるのもよろしいかと思っておりますので、しっかりと数値を達成するようにお願いいたします。

それから、利活用の話がありましたけれども、小樽市空家等対策計画の中に一つ書いてあるのは、公営住宅としての活用というのがありますが、このような例はあるのですか。空き家の公営住宅としての利活用というのは。

○（建設）山岸主幹

小樽市空家等対策計画の中に公営住宅としての利用と書いておりますけれども、公営住宅としての利用は、公営住宅法という法律に、公営住宅の要件というのがあるため、なかなか戸建ては難しいと聞いておまして、事例的なものはこちらでも押さえていないところではありますが、将来的にはそういった利用も視野に入れながら、利活用を進めていきたいという考えでございます。

○横田委員

なかなか難しいものは、これは優先順位があるでしょうから、消しておいてもいいのかという気がしますが。

もう一つ、成果指標の話になっていきますので、あえて言いますが、先ほどからの特定空家等について、除却、解体された件数を 1 年間に 20 件で 5 年で 100 件に下さいという指標。それから、除却、解体以外では正された件数は 50 件に下さいというような目標があるようですが、これについてのお考えはどうでしょうか。

○（建設）山岸主幹

特定空家等の解体 20 件についてですが、まず、今年度から始めました小樽市特定空家等住宅除去費助成制度で、予算 300 万円で 10 件と考えておまして、今年度 10 件を達成する見込みであります。

それから、建設リサイクル法等の届け出があり、我々で行った空き家実態調査の中で、危険という位置づけのある空き家は、市内に 380 件ほどありますが、そのうち解体されたもの、小樽市特定空家等住宅除去費助成制度を使わなくても解体しているものというのをごさいます、今年度、既に 20 件を解体、ですので 10 件以上あると。解体助成で 10 件、それからそれ以外でも 10 件という目標は達成しておりますので、今後も小樽市特定空家等住宅除去費助成制度を活用しながら、この目標を達成するように、していきたいと思っております。

また、是正の件数でございますが、例年、空き家の相談は 200 件程度あります。その中身については落雪、飛散、防犯に関すること、木に関することなど、多岐にわたっているのですけれども、その 200 件のうち、大体、例年ですと 60 件から 70 件くらいは是正が行われていると。小さいものから大きいものまでの是正なのですが、そういう意味では、是正の 50 件というのは今のところ目標どおりにいっているとは思っております。

○横田委員

小樽市特定空家等住宅除去費助成制度が始まって 10 件、来ているということですが、それは、その補助金を使って解体するぞという件数でよろしいですか。

○（建設）山岸主幹

そうです。今年度も 10 件来ていますし、来年度も同じだけ予算を組む予定でおりますので、10 件はまずいけるのではないかと考えています。

○横田委員

それは、解体した件数ですか、まだ解体していないのですか。

○（建設）山岸主幹

もう解体しました。今年度でいえば、9 件はもう解体済みです。今、1 件が残っておりますけれども、それももうすぐ解体できるということでございます。

○横田委員

補助金の効果が、そういうふうに出ているのです。来年度もひとつ、この制度を使って、1 件でも危険な、あるいは安全・安心を求めなければならない危険な空き家が解消されることをお願いしておきます。

この項、最後になりますけれども、以前に建設常任委員会視察だったか、秋田県の大仙市に行きまして、空き家対策の勉強をしてきました。

そのときに今でも印象に残っているのは、空き家の所有者を探すのに専属の 1 名をつけて、朝から晩まで所有者探しをして、転売していたり、相続がどういふふうになっているかわからないとか、それをやって成果を上げた

というような事例があって、細かいことは忘れましたが、

(発言する者あり)

そういう所有者不明の住宅がいっぱいあると思いますので、今、3人体制でやられているけれども、インターネットだとか、インターネットでは探せないのかな、いろいろな方法もあると思いますので、空き家の所有者調査をしっかりとやっていただいて、わからなかった所有者がわかれば、また手の打ちようもあると思いますので、そのあたりもしっかりお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(建設) 山岸主幹

空き家の所有者調査には、空家等対策の推進に関する特別措置法ができて、ある程度、踏み込んだ調査ができるようになりました。今までは、法務局等で公開されている登記簿情報のみでありましたが、これですと住所が変わっていたり、所有者が亡くなっていた場合、相続人がわからない等で手詰まりになっていたのですが、それが空家等対策の推進に関する特別措置法の施行によりまして、税情報、納税管理人の方がわかったり、それから戸籍をとる権利ができましたので、所有者の方が亡くなっても法定相続人を最後まで追えるようになったので、逆にその業務量が上がったというところではあります。

ただ、本市におきましては、平成 27 年度に空き家実態調査を行いまして、2,423 件ありましたけれども、それ全部に対して所有者調査をするのは、やはり不可能ということで、危険な空き家 386 件について、平成 28 年度、29 年度に臨時職員 1 名を採用しておりまして、その 2 年間で、386 件に対して所有者調査はほぼ終わっているところでございます。

現在は、苦情相談が来たもの、物件について当職において調査しているというところでありまして。

○横田委員

繰り返しですけど、早々に危険な物件は除却していただきたいというのがお願いであります。

◎除雪について

除雪に話を移します。

迫市長になってから、除雪にはしっかり力を入れるという記者会見でもお話をされましたし、いろいろな施策もできております。御案内のように雪が少ないので、まだ本当はどうなのだということまでいっていませんけれども。

まず、除雪対策本部の設置を半月早めて、11 月 15 日にしました。例年は 12 月 1 日だったようですけども。そういう措置をとられましたが、これについて効果があったという、11 月中も、もちろん雪、降りましたので、効果があったとか、それから、こういう点でよかったとか、そういう除雪対策本部設置の前倒しで得た効果は何かございますか。

○(建設) 建設事業室片山主幹

除雪対策本部の立ち上げの前倒しについてでございますけれども、ことしは、横田委員がおっしゃるように 11 月 15 日に前倒しで立ち上げさせていただいて、11 月のちょうど連休、22 日から 23 日にかけて降雪がございましたので、その降雪に対応して凍結路面对策や、山間部の除雪作業を行っております。

また、そのときの市民の皆様からの問い合わせにも対応できたものと考えております。

○横田委員

市民としては、やはり除雪対策本部ができてきているのは、一つの安心感といえましょうか、御案内のように昨年は除雪対策本部設置前に除雪をしなくてはならない状況が生まれました。多少混乱があったかと思いますが、今回そういうふうに早目に立ち上げたということは、関係者の御努力かと思えますし、市長の判断かと思えますので、ぜひ、毎年 11 月 15 日かというのは少しわかりませんが、状況によっては変わるので、早目に立ち上げて、市民の期待に応えていただきたいと思えます。

もう一つ、いろいろな記事になっていましたが、排雪も 50 万立方メートルにするということで、お金がかかるということで、除雪の出動基準が 10 センチメートルだったのが、15 センチメートルになりました。

15 センチメートルに以上の雪は 1 回降ったのか。これについて何か、例えば、市民からの問い合わせだとか苦情だとか、今まで 10 センチメートルだったのに何で 15 センチメートルだみたいなお話があったのかどうか、その辺が少し知りたいところですので、お知らせいただきたいと思います。

○（建設）建設事業室片山主幹

除雪出動基準を 10 センチメートルから 15 センチメートルに変更したことの、市民の皆さんからのお問い合わせということでございますけれども、除雪懇談会で同様の御意見等はいただいてございます。横田委員が心配されているように、現在のところは不都合はございません。

補足の説明でございますが、除雪の出動基準については、降雪に対する、除雪作業を行う判断の目安と捉えております。除雪作業の目的については、交通障害のないように路面管理を行うことでございますので、路面の状況、ザクザク、わだち、それからかまぼこ状、すり鉢状の状態がないかどうかを把握して、降雪に限らず、しっかり路面を管理していきたいと考えてございます。

○横田委員

今は少ないですけども、わかりません、天候ですから。何年か前の大豪雪もありました。大体年間に降る量は決まっていますので、今は少ないので、年が明けるとたくさん降るかもしれませんが、しっかりと対応していただいて、今、除雪懇談会のお話もありましたけれども、少し内容を何点か見たときには、10 センチメートルでも 15 センチメートルでもいいんだ。とにかく排雪をきちんとやってくれという御意見があったようにも聞いておりますので、除排雪ともどもしっかりと管理をされて、やっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、今回、迫市長になってから、除雪部門の機構改革を真っ先にやりました。年間を通じた道路維持ということで、冬と夏の体制をしっかりと組まれたと思いますが。

この機構改革をしたことによって、うまく進んでいるのか、少しまだ不備があるのか、その辺をお聞きしたいのですが。今まで除雪は、冬の間は当たり前だけれども、夏のことも考えてやったのは今回が初めてだと思いますが、それについて御意見があればお聞かせください。

○（建設）建設事業室片山主幹

今回の機構改革で、2 課体制であった雪対策課を統合いたしまして、夏の道路維持業務と冬の除雪業務を一体に行う課を新設してございます。このことによって、1 年を通じて、道路維持の効率的な業務施行を可能としたところでございます。

具体的には、冬期間、凍結路面对策で砂をまくという作業を行いますけれども、その回収についてもタイミングよくできると考えてございますし、また道路清掃、春先のほこりの対策で散水車を出して清掃するわけですが、その作業についても効率よくできるとは考えてございます。

現在のところ、横田委員が心配されているような、ふぐあいといいますか不備はございません。組織としては良好に機能しているものと考えてございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○川畑委員

◎水道料金・下水道使用料の引き下げについて

まず水道料金・下水道使用料の引き下げについて質問したいと思います。

この問題については、今定例会の日本共産党の代表質問でも質問しております。市長は、次のように答弁しております。

基本料金は固定的にかかる経費の一部を負担していただくもので、次期上下水道ビジョンの策定の中で、必要な投資、それから維持管理費、収益の見通しを立てて長期的収支のシミュレーションを行っているところで、その際に基本水量の見直しを含め検討を進めてまいりたいと。そして、請願と署名については、基本水量に満たない世帯がふえている状況を考えると請願者の気持ちは理解できると。人口減少での収益の減少、施設の更新など経営はさらに厳しくなるのも事実、経営状況のバランスを見ながら、検討してまいりたいと、このように市長に答弁していただきました。

そして、水道局長も、基本水量と基本料金の関係がなかなか理解が得られにくいことにあると、この不公平感を減らすには基本水量と基本料金を引き下げることを考えなければならないと思っていると。市民の皆さんに御理解いただけるような料金体系を検討しなければならないと、そのように答弁していただきました。私は、この答弁を若干ながら前向きな姿勢かと捉えたわけであります。

それで、小樽社会保障推進協議会が提出している請願第 3 号小樽市の水道料金、下水道使用料の見直し方については、主に 5 項目の申し入れを根拠に挙げています。事前に水道局にも申し入れしているようなので、きょうもたくさんの方々心配されて傍聴に来ている状況にあります。

それで、この申し入れの趣旨を理解された上で、我が党の代表質問に対して市長より、水道局長も答弁されていると思うのですが、そのとおりでよろしいのかどうか、まず聞きたいと思います。答弁いただく前に、きょうの傍聴者も理解できるように優しく答弁していただきたいと、注文をつけて申しわけないのですが、ひとつよろしくお願いします。

○（水道）総務課長

今回いただいております請願は、出されているということを理解した上で、市長、それから水道局長から答弁しているかということでございますが、それについてはそのとおりでございます。

○川畑委員

では、もう一つ聞きます。水道局が行った水に関するアンケート調査があります。それで、アンケート調査で水道料金、下水道使用料は「高い」、「やや高い」と感じている市民が 46.2%で、「妥当である」と答えた 37.7%を上回っている結果も踏まえた上で答弁に至ったと思うのですが、そのとおりでよろしいですか。

○（水道）総務課長

上下水道ビジョン策定に向けた水に関するアンケートの結果でございますが、結果としましては、こういうふうに使われている市民の方が多いということも事実でございますので、それを踏まえた上で答弁しているものでございます。

○川畑委員

請願第 3 号「小樽市の水道料金、下水道使用料の見直し方について」が小樽社会保障推進協議会によって市議会に提出され、議長にも手渡しされました。私もその中に立ち会いさせていただきました。

現時点で署名数は、きょう現在で 3,605 筆、今までの皆さんのこの要望がいかに強いかということを感じていただけないかと思っております。

そこで率直に伺います。水道局は前向きに対処してもらえるのですね。いかがでしょうか。

○（水道）総務課長

今回いただきました請願に対しまして水道局がどのように対応するかということでございますが、単身世帯がふえている中、基本水量に満たない方がふえているという事実がございますので、請願を御提出いただいている皆様のお気持ちは理解しております。本会議で市長からも答弁申し上げましたが、一方で、年間 2,000 人という人口減

少がございます。また、老朽化した施設の更新など待ったなしの状況もございます。そういった経営の問題もございますので、長期的な収支を見きわめて対応してまいりたいと考えております。

○川畑委員

そこで、水道事業の平成 25 年度、から平成 29 年度までの損益収支、企業債借入額、企業債償還額、企業債残高、年度末資金過不足額の推移の資料の提出をお願いしました。それで、これは私だけではなくて、ほかの会派の方も、きょう傍聴されている方もわかりやすいように資料提出を要求したわけですけれども、その資料について説明していただけますか。

○（水道）総務課長

本日、資料要求いただきまして提出させていただきました資料の概要について説明申し上げます。

項目が二つございまして、1 番目が損益収支・企業債借入額、償還額、残高、それと年度末資金過不足額の推移というところでございます。表といたしましては、水道事業会計、下水道事業会計、両方についてそれぞれの項目を上げておりますが、合計のところでも両事業合わせてどういう状況かということの説明をさせていただきます。

項目としましては 1 番のところの水道事業会計、下水道事業会計、その一番下の合計というところでございます。損益収支、これは 1 年間の水道事業、下水道事業の営業活動によって、黒字、赤字、どのようになっているかというものでございます。これにつきましては、平成 25 年度で 7 億 9,000 万円、それから、制度改正がございました平成 26 年度は若干下がるのですが、平成 29 年度決算では 10 億円ということで、ほぼ 8 億円から 10 億円の純利益が出ているという状況でございます。

続きまして、企業債の借入額、償還額、そして残高という三つのところをあわせて説明させていただきます。

企業債残高については、建設事業を行うに当たって水道局で借りた借金でございます。その借金の残高がどのように推移しているかということについては、平成 25 年度段階で 379 億 8,000 万円ありました残高ですが、その後、企業債借入額、企業債償還額をそれぞれ見ていただきますと、借入額が少なく償還が多くなっているといったような傾向でございます。過去に借りた借金を多く返して、近年の借入額をどちらかというと減らした中での投資を行っているという状況でございますので、借入額が少なく返すのが多くということですので企業債残高は減って、平成 29 年度末では 294 億 9,000 万円という状況になっております。

最後、一番下の欄で年度末資金過不足額、これはそれぞれの事業会計の中でのいわゆる運転資金に当たるものですが、運転資金が平成 25 年度の段階では 11 億 5,000 万円、それが現在の平成 29 年度になりましたら、14 億 2,000 万円となっております。

2 番目の項目では下水道事業会計における一般会計貸付金残高の推移ということで、過去におきまして下水道事業会計から一般会計が財政状況が厳しいということで貸し付けをしたものの残高の推移でございます。

平成 25 年度では 26 億 9,000 万円ございましたものが、計画どおり償還がされておりますので貸付金の残高は減っており、平成 29 年度、現在では 17 億 9,000 万円となっております。下水道事業会計から一般会計の貸し付けというのは現在はもう行っておりませんので、今後この残高は減っていく見込みとなっております。

○川畑委員

皆さんにこの表が手渡っていれば、もっとわかりやすいかもしれませんでしたけれども。

そこで、私が聞きたいのは、平成 29 年度の決算審査意見書では、水道事業会計は、企業債残高は毎年度の償還が進み、平成 25 年度の 158 億 1,000 万円が平成 29 年度は 138 億 5,000 万円に減少すると、そしてまた、毎年度の企業債借入額は企業債償還額を下回っており、企業債残高は安定的に推移していると評価しています。また、下水道事業会計についても、企業債残高は平成 25 年度の 221 億 7,000 万円が平成 29 年度では 156 億 4,000 万円に減少して、企業債借入額及び企業債償還額は建設改良事業の計画的な実施により安定的に推移していると評価しているわけですか。

監査委員は、両事業ともに、損益収支において黒字を確保していること、経常収支率及び総支出比率がほぼ横ばいであることから、経営状態は安定していると語っております。

それで、監査委員の指摘どおり、水道事業が安定していると私個人は信用するのですが、これで間違いないか確認させてください。

○（水道）総務課長

平成 29 年度決算に当たっての監査委員からの決算審査意見書の内容について質問いただいたことについてです。

監査委員からは、川畑委員から質問で御指摘いただきましたとおり、経営上は安定していると言えますと語っていただいております。ただし、その後に申し添えられておりますのが、今後におきましても、人口減少などの影響による水需要の減少に料金収入の減少、施設の維持補修費の増加などが懸念されるなど、両事業を取り巻く環境はより厳しさを増すものと考えますといったようなことも御指摘いただいております、引き続き、経営の効率化を図りながら健全な事業運営に努められることを切に望むものですといったような御意見をいただいております。

我々といたしましては、監査委員からも、川畑委員からも御指摘いただいておりますように、現在の経営状況については一定程度の黒字は確保しておりますが、今後の状況を鑑みますと楽観視できない状況というのもまた一つの事実でございますので、今後も、決算審査意見書でありますように、引き続き健全な事業運営、健全と言いますのは金銭的な面だけではなく、安全な水を安定的に供給できるといったような事業運営に努めてまいりたいと考えております。

○川畑委員

水道局のこの問題については、監査委員も非常に水道局が努力して頑張っているということも評価していたと思います。御苦労さまです。

それで、もっと具体的なことでお話ししたいと思うのですが、ことしの決算特別委員会で資料要求した 2 カ月、12 立方メートル使用した場合の水道料、下水道使用料、各都市の比較の表があるのですが、それでは上下水道を合わせた消費税込みの料金で比較すると、小樽市が 5,378 円で 9 市中 3 番目に高い料金となっているわけです。一方、苫小牧市は 4,405 円で 9 市中 3 番目に安い料金になっています。苫小牧市の 20 立方メートル当たりの水道料金が税抜きで 2,560 円であって、小樽市の同じ水量当たりの料金が 2,540 円で非常に近似していることから、対比するために資料の提出をお願いしました。

それで、その資料について説明願いたいと思います。

○（水道）業務課長

資料について説明いたします。

この資料は、平成 29 年 8、9 月における本市の基本水量に達していない世帯を従量制である苫小牧市の料金設定に当てはめて、本市の料金と年間の差額を計算したものです。本市の平成 29 年 8、9 月における基本水量別の件数は、資料上段のとおり、合計で 4 万 9,405 件になります。そのうち基本水量に達していない 20 立方メートル未満の使用件数は、資料中段の左側の表にあるとおり 1 万 9,365 件となっています。

次に、料金設定についてですが、苫小牧市の料金設定は資料中段右側に参考として記載していますが、基本料金が 2 カ月 1,780 円、それに従量料金としてゼロから 16 立方メートルを使用した場合、1 立方メートルにつき 20 円、17 から 40 立方メートルを使用した場合は 1 立方メートルにつき 115 円を加算したものを水道料金としています。対して本市は、基本水量を 20 立方メートルとし、基本水量までは基本料金の 2,540 円となっております。

実際に平成 29 年 8、9 月に基本水量に達していない 1 万 9,365 件を苫小牧市のそれぞれの水量に当てはめて計算した結果は、資料中段①の金額、3,983 万 2,445 円です。対して本市の料金設定では基本水量に達していない 1 万 9,365 件は基本料金となり、件数に基本料金を乗じた②の金額、4,918 万 7,100 円となります。①と②の差額は③のとおり 935 万 4,655 円で、これは 2 カ月の金額になりますので、年間にすると差額は税抜きで 5,612 万 7,930 円、

8%の税込みだと 6,061 万 8,164 円となります。

○川畑委員

要するに、私の言いたいのは、苫小牧市と小樽市の料金を同じくらいにするためには年間税込みで 6,000 万円くらいの差があると、それくらい安く、苫小牧市と同じくらいの料金にできるのです。要するに、今、小樽市は全道の 9 市の中で 3 番目に料金が高いのですけれども、苫小牧市は 3 番目に安いのです。だから、それに逆転させられると、そういう形になるのだということを実証したかったわけです。

それで、決算審査意見書では水道事業と下水道事業の両会計は黒字を継続していると、ですから、せめて苫小牧市と同等くらいの料金に引き下げが可能ではないだろうか、そういうふうに思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○（水道）総務課長

決算審査意見書でもございましたように、水道事業、下水道事業会計の両会計は黒字という形で決算させていただいておりますが、黒字といいますのは、先ほどの説明でもありました過去の借金の返済に充てるといったような仕組みで、黒字で 5 億円出て、次の年に 10 億円の借金の返済があったら、それにも充てていくといったような資金の流れとなっております。

苫小牧市と本市の違いなのですが、年間で 6,000 万円ということで先ほど資料の説明でもございましたが、単年度でこの 6,000 万円を引き下げることによって即時に赤字になるという状況ではございません。ただし、この 6,000 万円というのを 10 年間続けると、資金として 6 億円必要になってくるといったこともまた事実でございます。

お気持ちは理解できて何とかしたいということと、その将来の資金不足というのが未来の人たち、子供たちを含めた人たちへの過度な負担につながるというようなことと両面を持っている問題でありますので、これについては長期的な収支を見た上でなければ踏み切る判断ができるという状況にございませんので、次期上下水道ビジョンの中で方向性について検討してまいりたいと現在は考えております。

○川畑委員

先ほど話したように市長は我が党の代表質問に対して、基本水量に満たない世帯がふえている状況を考えると請願者の気持ちは理解できると答弁しています。水道局長も、基本水量と基本料金を引き下げること考えなければならぬと、上下水道ビジョンの策定の中で市民の皆さんに御理解いただける料金体系を検討しなければならないと思っていると答弁されておりました。

それで、水道料金、下水道使用料の基本水量と基本料金の見直しの検討を進めているということで受けとめてよろしいかどうか確認させてください。

○（水道）主幹

次期上下水道ビジョン策定の中では、本年第 1 回定例会の建設常任委員会でお示ししました経営方針実現のための施策で、実現方策の中で料金体系の研究の項を設けております。これに伴う実現方策には、経営戦略において今後の中長期の財政収支を見きわめねばならないため、現在この資料を作成しているところでございます。

○川畑委員

この問題については、ここで結論を出そうとは思っていませんけれども、本市は高齢化が進行しているわけで、少数家族が多くなっている中で、まず基本水量を下げる必要があるだと私は考えています。それで、次期上下水道ビジョン策定が先ほどの報告の中で来年 9 月に延期されているわけですが、次期上下水道ビジョン策定に入れると明言されるように改めて申し入れしたいと思えます。

その場合に、見直しによって引き下げられた部分をほかにしわ寄せするようなことをしないでほしいと、そのことを申し添えて、この水道についての質問を終わりたいと思えます。もし答弁していただければ、お願いしたいと思います。

○水道局長

川畑委員からもいろいろお話しございましたように、代表質問に対する市長答弁、それから再質問に対する私の答弁で一貫して申し上げておりますことは、基本水量に満たない方で不満をお持ちの方がいらっしやって、このたびの請願提出につながったということについて、そういうお気持ちは十分理解しているところでございます。また、基本水量、基本料金の見直しの検討は必要だということも申し上げてございます。

また、それに加えて、この先、先ほど水道局総務課長からもありましたけれども、上下水道事業の経営はますます厳しくなるということは、これは間違いない事実でございますので、現在、次期上下水道ビジョンを策定する中で、数多くあります老朽化した施設、これを更新する費用、それから維持管理費、また収支がどうなるのか、その辺の見通しを立てて長期的収支のシミュレーションを行っているところでございます。

また、その結果によって、資金の状況、それから料金改定が必要となる時期、そういうものが見えてくると思っております。また、その際には、申し上げております基本水量、それから基本料金の見直しを含めまして検討を進めてまいりたいということで、これまでも市長から、私からも答弁させていただいております。

さらに、今進めておりますシミュレーションの結果は、今後、資金不足が見込まれる状況が想定される場合なのですけれども、これはやはり水道局の一番の使命でありますのが安全な水を安定的に供給するというところでございますので、必要な施設更新を進めるためには、やはり必要な水道料金を確保しなければならないという状況もございます。

そうなりますと、下げることに同時に上げていかなければならないという部分も検討していかなければならないということも考えられます。そうしたバランスを考慮しながら、上下水道を利用されている皆様にも御理解いただけるような料金体系となるように検討していきたいと考えておりますので、御理解いただけますようお願いいたします。

○川畑委員

ぜひ、次期上下水道ビジョンの中で市民の要望を十分に取り入れていただくように重ねてお願い申し上げます。

◎除排雪について

次の質問に移ります。除排雪について質問します。

本会議の一般質問で私が質問しましたが、その中で確認できなかったことについて伺いたいと思います。それは、主要交差点における見通し確保をするために、今まで 50 カ所だったのが 40 カ所ふやして 90 カ所としたわけでありましてけれども、市民から本当に実行できるのかというそういう心配の声が聞こえました。これは除雪懇談会に私が 3 回ぐらい参加したのですが、その中で聞かれた中身であります。

除雪ステーションごとの担当箇所数のばらつきについては、交通量だとか道路形状などの道路特性から地域によって箇所数の違いが生じたものと答弁を受けているわけですが、市民の 90 カ所にふやして実行できるのかという心配の声をもとにして私は伺いたいと思います。

前に資料をいただいております。「平成 30 年度 雪処理場・雪堆積場管理業務について」という資料です。要するに、第 1 ステーションから第 7 ステーションまでのその契約金額を示したものです。私はこの平成 30 年度と 29 年度の対比をして、実際可能なのかどうかということを、心配も含めて質問したいと思います。

一つは、見直し箇所がふえた除雪ステーションについて伺いたいと思います。

第 1 ステーションは 4 カ所ふえて 11 カ所になりました。そして、第 2 ステーションは 16 カ所ふえて 23 カ所になったわけです。交差点などの見通しを確保するには、これはもう排雪が必要だと私は思います。見通しを確保する数がふえると、それに従って排雪量がふえると思うのが一般的だと思うのですが、当初契約額の前年度比の増加額は、第 1 ステーションが 4 カ所ふえたところが 2,440 万 8,000 円ふえています、そして第 2 ステーションも 2,484 万円ふえているのですが、第 1 ステーションの 4 カ所、そして第 2 ステーションは 16 カ所ふえているにもか

かわらず金額はほとんど変わらないのです。これはなぜなのか、説明していただきたいと思います。

○（建設）維持課長

川畑委員の御指摘がありました主要交差点の見通し確保の件なのですが、この点につきましては排雪作業の中で、この箇所の見通しを特に注意して施工していきたいという位置づけを強調するための説明手段ということになっております。

交差点につきましては、一つの路線に対して非常にスポット的なものですから、その箇所数と設計の金額がはつきりと比例関係が出てくるというものではないということで少し御理解いただけたらと思っております。

ただ、今冬は排雪作業の充実が基本方針でありますので、第 1 ステーション、第 2 ステーションともに排雪量をそれぞれ 4 万立方メートル、4 万 3,000 立方メートル増加させております。設計の体系として、地域総合除雪業務は排雪作業以外にも、除雪、凍結路面对策、それから雪堆積場などの作業を積み上げた金額でございますので、結果としてこの増額が、第 1 ステーションが 2,440 万 8000 円、第 2 ステーションが 2,484 万円という結果になったということで認識していただければと思っております。

○川畑委員

私も素人ですから、なかなか理解が得られないのですけれども、箇所がそれだけふえていて料金が同じというのは、では排雪量は変わらないという意味なのでしょうか。その辺は、もう一度、説明願えませんか。

○（建設）維持課長

例を挙げますと、一つの路線、例えば 1 キロメートル、1,000 メートルだとしますと、交差点という部分は延長にするとせいぜい 10 メートルか 20 メートルということで、割合にすると 1%から 2%になるのです。排雪量の中でそのぐらいの量なものですから、実際問題、箇所が多少増減しても、全体の排雪量の影響はごくわずかになってしまうということで、位置づけの問題ということで御理解いただけたらと思っております。

○川畑委員

この問題についてはあと 2 点くらい考えたのですが、第 6 ステーションです。交差点の見通し確保の見直しの件数が 11 カ所もふえて 27 カ所になっているわけです。それで、当初契約額の前年度比は 1,144 万 8000 円の増加にとどまっているのはなぜなのか。

そしてまた、その平成 29 年度の最終契約額と今年度の契約額を比較すると、むしろ 71 万 3,000 円減少しているのですが、これはどういうことか説明いただけますか。

○（建設）維持課長

川畑委員の御指摘の理由についてですけれども、第 6 ステーションの計画排雪量は昨年度より 2 万 8,100 立方メートル増加させました。それで排雪費などは増加したのですが、それと同時に除雪の第 2 種路線、これの回数を設計で昨年度、21 回見ていたものを 15 回ということで 6 回低減させたことによりまして除雪費が減少したということで、全体として見ると増加量というのが増減がありますので、1,144 万 8,000 円にとどまったところであります。

それから、第 6 ステーションの平成 29 年度の最終契約額については、その年の作業量に応じて設計変更を行いまして、結果として増額の精算をしているということですので、平成 30 年度の当初契約額に対して比較しますと現時点では少し上回っているという状況でございます。

○川畑委員

もう一つ、この第 4 ステーションの関係なのですが、増加箇所はありませんでした。しかし契約額は前年度の最終契約額も当初契約額ともども減少しているのはなぜなのか聞かせてほしいのです。

それで、第 7 ステーションは交差点の見通し確保件数が 3 カ所ふえているにもかかわらず、当初契約額も最終契約額も対比すると減額しているのはなぜなのか、これを答弁してください。

○（建設）維持課長

これについても、第 4 ステーションの計画排雪量は、やはりその排雪作業の充実ということで昨年度より 8,500 立方メートル増加させたのですけれども、先ほどお話ししたように、除雪第 2 種路線の作業回数の減少、これが 21 回から 15 回ということで除雪費の減少率のほうが大きかったということで、積算しますと結果的には費用が下回ったということになります。

それから、同様に第 7 ステーションも排雪量は 4,900 立方メートルということで昨年度よりは増加させたのですけれども、同じように第 2 種路線の除雪回数の減少によって除雪費が減少になりまして、トータルでいきますと減少したというような積算形態になったということです。

○川畑委員

除排雪については、先ほど自民党の横田委員も話していましたが、まずことし、今のところ雪は少ないのだけれども、これからが問題だと思うのです。それで、事はどこのステーションも万全を期して、きちんとできるようにあれば何てことはありません、問題ないのですけれども、市民の心配がこの前にあるので、今までの心配事が重なったのかもしれない。新たに、ことしはそういう心配がないということであればそのことを信用していきたいと思いますので、頑張ってやっていただきたいと、そういうふうに思います。

◎市営住宅について

次の質問に移りたいと思います。

市営住宅について、きょうは報告がありました。「市営祝津住宅の募集における申込要件の緩和について」という報告があったわけですが、その中で一般世帯向け住宅の 4 階、5 階について随時募集に切りかえるという内容になっています。もう一つは、公募分については単身世帯でも 2 人世帯用住宅の申し込みを認めていくと、4、5 階というのは、少し後で質問したいと思うのですけれども、単身世帯向けに 2 人世帯用住宅も申し込みできるようになると、これは市営塩谷住宅が対象になっていたので私としては喜ばしいことだと思っています。

それで、ことしの降雪前にこういうことがありました。バス通り線に面した借家に居住していた方が、御主人が亡くなって高齢の奥さんがひとり住まいとなったと言ってきました。たまたま私はそこに訪問したわけですが、奥さんの年金では今の家賃が高額なため支払いを困難としていると、安い家賃の住宅に転居したいと希望しておりましたという話です。急な話だったために、私、市営塩谷住宅が随時募集されていたと知っていましたから、随時募集であいていないかどうか確認したところ、あいているということになりました。

喜ばしいことでほっとしたのですが、実はその方、高齢のために自分は市営住宅であれば 3 階が限界だと、買い物、物を持ってきたり、あるいは灯油を上げるにはそれは難しいのだと、だから、せっかく紹介してくれたけれども諦めますという話になったのです。

それで、今回、市営祝津住宅が一部、随時募集に切りかえたということで、この市営塩谷住宅に引き続いての施策ですから大変歓迎するものなのですけれども、そこも先ほど最初に言ったように、ニーズの低い 4 階、5 階の高層階がその対象になっているわけです。年齢的に若く元気な方であればいいわけですが、今回のようなケースもありますので、3 階以下についても何とか配慮できないものか、私は切にそう思うのですが、その見解について聞かせてください。

○（建設）大門主幹

今、市営祝津住宅の募集における申込要件の緩和についての報告に対する質問かと思いますが、まず今回の改正というのが、市営祝津住宅、広さとしては 2LDK、3LDK、4LDK の住宅になっておりまして、市の要綱によりまして、いわゆる型式によりまして世帯人数がまず決まるところでございます。市営祝津住宅の場合ですと 2LDK 以上の広さになりますので、これは 2 人世帯以上の世帯が入居できるとこれまでなっていたところでございました。今回の要綱改正によりまして、2 人以上でなくても公募のときには単身世帯でも入居を認め

ることにいたしましょうというような改正をする予定でございまして、そうした中で今お話のありました単身者の方についても、2カ月ごとの公募におきましては、入居する機会を、いわゆる門戸を開くという形にしたところがございます。

そうした中で、さらにもう1段階進みまして、いわゆる4階、5階部分、これに関しましては特にお話のありましたとおりなかなか募集倍率等も低いということもございまして、なるべくこのところにも入居者を多く入れたという考えもございまして、それで4階、5階についてはいわゆる随時募集ということで常に門戸を開いているというのですか、そういう形で修繕ができた住宅からどんどん出していくという形に切りかえまして、より住まいをお求めの方に対して提供できるようにしていくというように改正したところがございます。

今御指摘のありました単身者の方については、公募時におきましてこれまで申し込むことができなかったものが新たに申し込みできるようになるというところで、今回、一歩前進したものかと考えているところでございます。

○川畑委員

私の趣旨がなかなか伝わっていないという感じがするのですが、事はこういうことなのです。急遽家を移りたいのだと、だから、そのとき随時募集が、それは今、一般的な市営住宅は偶数月で2カ月に一遍申し込みするわけです、それで空きがなければ諦めなければならない、そして数が多ければ抽せんという形になるのですね。ですから、4階、5階は塩谷のところはまだそれに限定されていませんよね。ですから、できれば3階以下でも、そういうところを、全部ではなくてもいいから一部でもそういうのをつくったらどうですかと、それが私の提案なのですが、それについての答弁がないようですが。

○（建設）大門主幹

3階以下の部分についても4、5階と同じように随時募集で出せばというお話だったかと思うのですが、これについては、実はかつて市営塩谷住宅も平成23年度から随時募集を始めたのですが、その募集当時は1階から5階まで全部のフロアで随時募集を出していたという時期がございました。そうしますと、やはりどうしても低層階、エレベーターがないものですから、1階から3階の部分に人気が集ましまして、それで4、5階がどうしてもあいたままになって、なかなか入ってもらえる方がいなかったという事情がありまして、平成26年度以降は市営塩谷住宅についても随時募集は基本的に4、5階でやっております。

そういうこともございまして、今回、市営祝津住宅も随時募集を4、5階で実施するわけですが、これもやはり1階から3階も含めて全部のフロアについて適用しますと、どうしてもやはり随時募集に出てくるもの、低層階、1階から3階に出てきたほうに人気が集まってしまうのではないかとこの考えがあるものですから、今回、随時募集について出すのは、なるべく人気はなかなか出ないのではないかとこの考えを4、5階を随時募集とさせていただきます。

○川畑委員

今の答弁のことはわかるのですが、わかりますけれども、先ほどの例のように高齢者が急遽その家を出なければならぬと、そして生活費も年金しか入らないと、旦那さんの遺族年金だけで奥さんが1人で生活する場合にやはり入れるといたら市営住宅がいいところですね。そこで、3階以下でも全部を認めると私は言っていない、そのうちの一部だけでもそういう方々に向けての検討をしたらどうかと、そういうことが一つ。

それからもう一つは、やはり今、市営住宅でエレベーターがあるところはもう満杯です。だけれども、エレベーターのないところは結構あいているのです。それを解決するには、やはりエレベーターをつけるとか、もっと斬新なことを考えて市営住宅を活性化していくことを検討していただきたい。これは答弁するといっても無理かもしれませんが、私はそのことを主張させていただいて、質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 45 分

再開 午後 3 時 01 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○中村（誠吾）委員

◎水道法改正について

（仮称）第 2 次小樽市上下水道ビジョンと関連しますので、水道法改正に関して質問させていただきたいと思えます。

先ほど水道局主幹が答えていたのですが、策定期間が上位計画の第 7 次小樽市総合計画にあわせ半年おくれる旨の報告だったと思うのですが、この平成 31 年第 1 回定例会で草案を提出するとのことですが、国会では改正水道法が 12 月 6 日に成立しているのですが、この改正との関係もありまして確認させていただきたいことがあります。国政の話なのですが、地方自治体に直接かかわりますから聞きます。

初めに、改正水道法の趣旨、概要項目について、まず答弁いただきたいのです。

○（水道）主幹

改正の趣旨ですが、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対し、水道の基盤の強化を図るため所要の措置を講ずるとされております。

改正の概要項目ですが、1「関係者の責務の明確化」、2「広域連携の推進」、3「適切な資産管理の推進」、4「官民連携の推進」、5「指定給水装置工事事業者制度の改善」の 5 項目となっております。

○中村（誠吾）委員

もう気づかれていると思うのです。私、具体的に聞くのが本会議のときは好きなので聞きますけれども。

それでは、この関係者の責務の明確化についてなのですが、具体的に説明してください。

○（水道）主幹

関係者の責務の明確化については、1 点目、国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこと。2 点目、都道府県は水道事業者の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこと。3 点目、水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととなっております。

○中村（誠吾）委員

項目ごとに聞きます。

次に、先ほど言ったこの広域連携の推進についても具体的に説明をお願いします。

○（水道）主幹

広域連携の推進については、1 点目、国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めること。2 点目、都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができること。3 点目、都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとなっております。

○中村（誠吾）委員

広域連携という、札幌市と小樽市の間、銭函のほうで、緊急時連絡管の整備が行われた旨の話を建設常任委員会で報告されたように記憶しているのですが、現在はこの広域連携のための協議会はないのですか。

○（水道）主幹

北海道が設置している「地域別会議」や札幌市水道サービス協会が主催している「広域的な連携に係る合同研究会」などがございます。

○中村（誠吾）委員

それでは、この今つくろうとしている次期上下水道ビジョンに反映されている項目は何ですか。

○（水道）主幹

平成 30 年第 1 回定例会でお示しました次期上下水道ビジョンの経営方針実現のための施策の項目の中で、「危機管理体制の強化」、「連携による組織力の強化」と「災害時における連携の推進」がこの「広域連携の推進」に当たるものと考えております。

○中村（誠吾）委員

たくさんありますよね。

では、これまで、先ほどの緊急時連絡管以外に広域連携として取り組まれたものはどのようなものですか。

○（水道）水質管理課長

緊急時における放射性物質モニタリングに関する協定を、平成 29 年に締結しております。主な内容といたしましては、例えば原子力災害対策特別措置法が適用されるような緊急事態となった場合に、小樽市の水道水を札幌市で保有いたします検査機器により放射性物質の測定、モニタリングを行うもので、緊急時はもちろん、平常時の値の把握と手順を確認するため、放射性物質モニタリングに準じた採水・運搬・測定を 1 年に 1 回を基本として行うという内容のものでございます。

○中村（誠吾）委員

改正の概要項目に、適切な資産管理の推進というのがあります。これも具体的に説明してください。

○（水道）主幹

適切な資産管理の推進については、1 点目、水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこと。2 点目、水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこと。3 点目、水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこと。4 点目、水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととなっております。

○中村（誠吾）委員

今、水道施設台帳というものが出てきているのですが、整備しなさいということなのですが、具体的にどのようなことをしなさいと言っているのですか。

○（水道）主幹

水道施設の適切な維持管理、計画的な施設の更新、広域連携や官民連携等の基礎資料、大規模災害時等の危機管理体制の強化が水道施設台帳整備の目的となっております。

○中村（誠吾）委員

そのような大事なものをつくりなさいと言っているのですが、小樽市で作成しているのですか。なかったのですか。

○（水道）整備推進課長

小樽市では、管路についてはGISを整備しておりますので、水道施設台帳にかわるものとして整備済

みとなります。

その他の施設等については、今後作成していかなければならないものと考えております。

○中村（誠吾）委員

「長期的な観点から、水道施設の計画的な更新」とは、具体的にここでは何を言っているのですか。

○（水道）主幹

将来にわたって水道事業の経営を安定的に継続するための長期的視点に立った計画的な資産管理手法、いわゆるアセットマネジメントの手法を用いて更新需要と財政収支の見通しを試算し、水道施設の計画的な更新に努めなければならないとなっております。

○中村（誠吾）委員

先ほど来、他の委員からも質問されたこと、そうすると計画的な更新と財政収支と言いましたよね。これは次期上下水道ビジョンに反映されている項目はありますか。

○（水道）主幹

経営戦略として、施設等の更新需要と財政収支の見通しについて記述することで作業を進めているところでございます。

○中村（誠吾）委員

一番要の話になっているのですけれども、それでは、これにより水道料金に直結する経営状況が見えてくることになるのですよね。

○（水道）主幹

今後、中長期的に経営がどのように推移するか、例えば経営が厳しくなる時期や、それに伴う料金改定の必要性などの目安がわかっていくということになります。

○中村（誠吾）委員

これもよくわかるようでわからない。先ほど言った官民連携の推進については、どのようなことなのか。

○（水道）主幹

官民連携の推進については、地方公共団体が水道事業者等としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて水道施設に関する公共施設等の運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入するとなっております。

○中村（誠吾）委員

ここで申し上げたいのです。報道されてきたとおり、議論になったとおり、アセットマネジメントなのですよね。それで我が党はこの改正水道法については反対してきておりました。その理由が、この水道の民営化で、自治体が水道施設を保有したまま民間企業に運営権を委託する、コンセッション方式を導入するというだけでもめたのですけれども。

国会でもあったのですが、水道料金の値上げや水質悪化のおそれがあるのではないかと危惧しております。そして、外国の事例も含めてどういう事例があるのだと国会でもやりとりしていたのですけれども、外国では民営化したことで水道料金が3倍になったことから再度公営化に戻してきた事例もあると聞いています。

第3回定例会で共産党の川畑委員からも類似の質問が出ていたと思うのですが、改めて、小樽市水道局では民営化についてどのように考えているのか、お考えをお示してください。

○（水道）総務課長

今、中村誠吾委員からの質問にもございましたが、第3回定例会の建設常任委員会で川畑委員から質問いただき、その際には、現時点では導入は考えていない。しかし、この改正水道法は水道事業が抱える課題の解決を改正趣旨としているので今後の動向を注視し参考にしたという旨の答弁をいたしました。

また、今定例会の酒井隆裕議員の代表質問に対する市長の答弁では、将来に向けた選択肢の一つだが、現時点で導入は考えていないという趣旨の答弁をしているところです。

○中村（誠吾）委員

それでは、次期上下水道ビジョンに反映されていることはないのですよね。

○（水道）主幹

水道の民営化に関する項はございません。

○中村（誠吾）委員

これもわからない。改正の概要に、指定給水装置工事事業者制度の改善と書いているのですけれども、何のことでしょうか。

○（水道）主幹

工事事業者の資質保持や経営実態との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定に5年の更新制度を導入するとなっております。

○中村（誠吾）委員

その指定制度というのは聞いたことがあります、確かに。

それで、小樽市でも指定制度を導入していると思っていたのですけれども、それでは、現在の問題点とこの5年の更新制を導入する意味、メリットは何なのですか。

○（水道）サービス課長

現在の問題点についてでございますが、現行制度は、平成8年の水道法改正で行われておりまして、新規の指定のみを行っているため休廃止等の実態がわからないと、反映されづらくなっておりまして、指定給水装置工事事業者リストの連絡先に連絡しても連絡がつかないという水道利用者からの苦情があります。

また、無届工事や施工不良といった工事も発生している状況にあり、その中には、対応が遅い、悪い、工事費用が高い、高額だという苦情もあり、消費生活センター等に寄せられた相談は、これは厚生労働省のアンケート調査でもありますけれども、横ばいで減っていないという現状にあります。

また、今回の水道法改正による指定の5年の更新制導入のメリットでございますが、5年ごとの更新によりまして工事事業者の休廃止の実態が反映されること。あと、更新時に指定給水装置工事事業者の講習会、あと主任技術者の研修会の受講状況、あと配管技術者の配置状況、そして指定給水装置工事事業者の業務内容等の確認をすることができること。また、その情報をもとに指定給水装置工事事業者を指導することで資質の保持を図りまして、安全で信頼される給水装置工事の確保や違反工事、苦情、トラブルの減少につなげることができるというメリットがあると考えております。

○中村（誠吾）委員

具体的にそういう相談が消費者センター等に寄せられていたのですね。認識を変えました。

それで、次に、先ほどたしか災害のことがあったのだけれども、ここまで水道法改正と次期上下水道ビジョンの関係について質問してきたのですが、先ほどの北海道胆振東部地震で新たな課題の検討が必要になったとの報告がありました。

多くの議論が小樽市議会でもあったわけですが、具体的にどのような課題であったと改めて認識していますか。

○（水道）主幹

北海道全域で発生したブラックアウトにより長時間にわたる停電となり、このときの課題といたしましては、広報と仮設電力が主な課題となりました。

広報には、市民への広報の方法、誤った情報への対応及び高層住宅の給水方法の周知、仮設電力については、上

下水道施設の発電機や燃料の確保という新たな課題も出てきたところでございます。

○中村（誠吾）委員

そのとおりです。しっかり捉えていってください。

それで、災害はいつ起きるかわからないわけですが、そのために私たちは指針をつくって、行政ですのうでやるというルールをつくる、上下水道ビジョンへの検討も必要なのですけれども、ただ、検討の後にアクションがなければならない。そうすると、すぐにでも行動を起こすことも大事であると思うし、迫られるわけです。これまで何か対応を行ってききましたか。

○（水道）総務課長

9月6日に発生いたしました地震に伴う停電により、マンションなどで水道が出なくなった、トイレが使えないといった問い合わせが水道局へ多く寄せられました。その内容をもとに、断水時の応急的な水道、それから水洗トイレの使用例を、11月1日に発行いたしました私どもの広報誌「水おたる」で「地震発生！こんなときどうする」と題しましてQ&A方式で掲載をいたしました。

内容としまして、1点目は、「マンションに住んでいます。停電時に水が出なくなりました。どうすればよいですか」。2点目といたしましては、「トイレの水が流れません。対処法はありますか」。3点目といたしましては、「蛇口から水が出ません。せめて飲料水だけでも確保したいです。どうすればよいですか」。4点目としましては、「市内全域が断水により水が使えなくなると聞きました。本当ですか」といったような項目立てをいたしまして、それぞれに対する対処法について情報発信をしたところでございます。

○（水道）サービス課長

あと、現在、小規模貯水槽水道、いわゆる受水槽が適正に管理されているかということの確認で順次指導を行っている状況でございまして、その際にも、設置者や管理人に対して停電時の水の使用、あと、こういった今説明したこんなときどうするのだという水おたるの広報誌も含めて助言を行っているところでございます。

○中村（誠吾）委員

今答弁された11月1日発行の広報誌、私も読みました。写真もはっきり入っているし、トイレも写して、ここにあるって、非常にあれは大事なことだと思いますので、これからも周知の仕方としてはお願いしたいと思います。

ところで、この（仮称）第2次小樽市上下水道ビジョンの目玉は何なのですか。

○（水道）主幹

当初ビジョンとの大きな違いといたしましては、当初ビジョンの検証と経営戦略の項目で、先ほど説明いたしましたアセットマネジメントの手法を取り入れた更新需要と財政収支のシミュレーションを行った上で、施設の計画的な更新を行っていくということでございます。

○中村（誠吾）委員

次期上下水道ビジョンと改正水道法について質問してきましたが、次期上下水道ビジョンについては草案が第1回定例会で示されるので、改めて内容を確認していきたいと思っております。それで、改正水道法については、先ほど申し上げたとおり、我が会派としては水道民営化については反対であります。

最後に水道局長にお聞きしますが、水道民営化についての所見をお聞かせください。

○水道局長

水道事業の民営化についてですが、改正水道法の成立に際しましては、衆参両議院で非常に多くの項目にわたる附帯決議がされた上で可決されてございます。これは、やはり多くの方が御不安、疑問を持っているということのあらわれではないかと考えてございます。

それに対しまして国がどのような措置をするのか、また、そういった不安、疑問を払拭できる措置内容であるのか。現時点ではそれが見えていない状況でございますので、これまでの繰り返しになりますけれども、民営化は将

来に向けた選択肢の一つであると考えてございますけれども、現時点で導入する考えはないということでございます。

○中村（誠吾）委員

水道に関してもう一つ聞かなければならないことがあったのですが、さきの予算及び基本構想特別委員会で迫市長が答弁されたのですけれども、技術の継承と、人事異動のことも含めて、人材を育成しなければならないということをお答えされたのです。細かいことは言いません、ローテーションのことも。

それで、私、ずっと水道局の皆さんの話を聞いていて、非常に水道に関しては技術と経験と知見が必要です。こういうふうには水を動かしたら濁ってしまうとか話を聞いて驚いたことがあります、濁り水を出さない。それで、それも含めて端的にあらわれたのは、今回の北海道胆振東部地震なのだけれども水道技術者の派遣の問題なのです、お互いに育てていないと助け合えませんから。

この北海道胆振東部地震にかかわる被災地への水道技術者の派遣について、議会への報告は 1 点ありましたけれども、どのような要請があり派遣となっていたのですか。

○（水道）主幹

日本水道協会北海道地方支部道央地区協議会地区会長でございます千歳市から、被災地への水道技術者の派遣要請が 9 月 10 日月曜日にございまして、小樽市管工事業協同組合員とともに水道局職員を派遣したものでございます。

○中村（誠吾）委員

具体的にはどのような作業に携わられましたか。

○（水道）主幹

期間が 9 月 12 日から 9 月 18 日までの 7 日間、人員体制は、水道局職員が 1 日 5 名から 6 名体制で延べ 40 名、小樽管工事業協同組合員が 6 名体制で延べ 42 名。作業内容は、厚真町、安平町で漏水調査、通水作業、応急復旧作業を行ったところでございます。

○中村（誠吾）委員

そうですね。これ官民で協力していかないと、水道局の職員の皆さんが管を直すわけにいかない、直すことはない。

それで、今言っていた漏水調査、通水作業、水道の作業って難しいのよね。応急復旧作業を行ったとのことなのですけれども、どれぐらいの作業になりましたか。調査延長だとか応急復旧作業箇所など、どれぐらいの作業か、把握していればお示してください。

○（水道）主幹

安平町で、漏水調査、通水作業を 22.5 キロメートル、これに伴う断水解消戸数が 313 戸となっております。厚真町では、漏水箇所の応急復旧作業を 17 カ所実施したところでございます。

○中村（誠吾）委員

みんなを助ける意味で、これも先ほど言った技術の継承ということでお願いなのですが、小樽市内の対応が落ちついた中とはいえ、地震による停電で昼夜問わずの対応をされたことには心から敬意を表しますし、特にこの被災地に派遣された皆さんには本当に御苦労さまだと申し上げます。1 週間で、先ほどの報告がありました成果という復旧に全力を上げたのでしょうかけれども、この経験を水道行政に生かしていただきたいと思っています。これは答弁は要らないです。

次にもう一つ、私、予算及び基本構想特別委員会でも質問したのですけれども、これ、自民党の山田議員も前に聞いた経過があるということなのですけれども、ボトルドウォーター小樽の水が来年度から製造ができなくなる可能性があるというのです。どのような理由からなのですか。

○（水道）総務課長

ボトルドウォーター小樽の水の製造についてでございますが、従来から製造を委託しております岩内町の日本アスパラガス株式会社からボトルドウォーターの製造を今年度でやめる旨の申し出がございまして、今後、今までと同様の条件で製造できる会社がないと、現状そういう状況にあるため、製造できなくなる可能性があるという状況でございます。

○中村（誠吾）委員

そうなのですよ。それで、他都市でもボトルドウォーターを製造しているところがあると思うのですけれども、その会社では製造できない、受けてもらえないのですか。

○（水道）総務課長

他都市での会社ということなのですが、これまでも札幌市や旭川市では恵庭市に工場を持つ会社でボトルドウォーターの製造をしておりましたが、この会社も、たまたまだと思うのですが、時を同じくしてボトルドウォーターの製造をやめるということになったところでございます。

また、苫小牧市は地元の会社で製造しているという情報がございまして、その会社に問い合わせしましたところ、その会社からは苫小牧市以外は受注しないということをおっしゃっております。

それ以外で製造可能な会社について、現在、情報収集をしているという状況でございます。

○中村（誠吾）委員

それでは、他都市でも今後、製造しないというような話は聞いているのですか。

○（水道）総務課長

各市の情報を聞き取り調査いたしまして、これまで、先ほど申し上げました恵庭市の工場でボトルドウォーターを製造していました札幌市、旭川市、網走市については、製造をやめる方向と聞いております。

○中村（誠吾）委員

ここまで聞いていて悪いけれども、本当に他の会社はないのですか。

○（水道）総務課長

先ほど答弁申し上げましたように、現在、情報収集しているところでございます。幾つかボトルドウォーターを製造可能な会社はあるのですけれども、現時点でわかっていることは、いずれもこれまでより製造費がかなり高額になる見込みということでございます。最終的に、タンクローリーに水を積んで運んで製品となって、私どもに配達していただく運送費など必要な経費を含めて、どれぐらいの数量で、それであれば幾らぐらいでやっていただけるかというようなことを検討を依頼している段階でございます。今後は、その結果を踏まえ対応を決めてまいりたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

困りましたね。小樽のおいしい水、歴史ある小樽の安全、おいしい水ですよ。今どうにもできないわけだから。

◎入船公園の花壇について

次に、建設部にお聞きしたいのですけれども、入船公園の花壇の作成についてなのです。これはことしの 1、2 月くらいに、急に、建設部から説明に来ていただいて実施されたのですが、3 月から種を入れなければならない、育てなければならない、たしかそういう趣旨だと思うのです、種を配布して市民に苗として育てていただいて、今年度に入ってからこの入船公園の花壇で植えつけをしましたよね。

端的にお聞きするのですけれども、ことしも入船公園で行うのですか。

○（建設）公園緑地課長

ことしも行う予定であります。

○中村（誠吾）委員

確認しますけれども、この事業をやると決めた時点で周知はしたのですか。

○（建設）公園緑地課長

環境緑化推進事業の中で新たな試みとして行っておりまして、周知はしておりませんでした。

○中村（誠吾）委員

私が今聞きたいことは、公園の事業として行うのであれば、まずは、いつも言っているのだけれども、きちんとした市民への説明や市の行事として公表して進めてはどうかということなのです、淡々と黙々とやらないで。

だから、これについてどう思いますか。

○（建設）公園緑地課長

市の行事として公表して進めることについてですが、市民への説明は必要と考えております。来年も実施しますことから、1月下旬には内容を固めまして、町会を初めとした市民への協力依頼や募集を広報おたる、ホームページ等で行っていく予定であります。

○中村（誠吾）委員

今の公園のいろいろな動き、物を見ていて思うのですけれども、市役所が単に事業を行うことに力が入り過ぎています。全部、自分たちで頑張らなければならないという雰囲気です。そのことにより、事業を行っていることを市民にアピールすることがおけているのです。そこは、私、重要だと思います。

ですから、市民にアピールすることがもっと重要ではないかと思えますし、どうですか、重要性はどちらにありますか。

○（建設）公園緑地課長

事業を行うことと、事業を行っていることを市民にアピールすることのどちらに重要性があるかということですが、市民の協力で成り立つ事業でありますので、どちらがどうということではなく、両輪として進めていくのが一番重要かと考えております。

○中村（誠吾）委員

両輪としてと、すごくいいのですが、日本遺産ではないのだけれども、ストーリー性が余りにも少なくありませんか。というのは、基本的に反対しませんよ、いいことなのだから、でも小樽市としてのイベントや周知方法に検討が必要ではないかと言っているのです。それで、考えようによっては、少し失礼かもしれないけれども、少しひとりよがりというか、市役所がやってやる的にもとられることだと思ってしまうのです。

今答弁してくれたからほっとしたけれども、市民の皆さんに楽しんで公園を利用してもらおうのでしょ、そのためには市民の協力を得て花をふやしていく、何も視点は間違っていないよ。だから、最終的には、私は、町会など自主的な活動につながるのかもしれないと期待しているのです。ですから、そのような方向に結びつけていくことをどう思いますか。

○（建設）公園緑地課長

最終的には町会など自主的な活動の方向に結びつけていくことについてということですが、多くの公園を管理していく中で、市民の皆様方の御協力を得ることは大変ありがたく思っております。そのことにより一層公園がもっと身近に感じられる雰囲気づくりにもつながっていることから、自主的な活動に結びつけていくことが非常に大切なのかと考えております。

○中村（誠吾）委員

もう一度言います。そうであれば早くから呼びかける、周知活動や市民の協力を呼びかけることが肝要だと思いますので、どうですか。

○（建設）公園緑地課長

早くからの周知と市民の呼びかけについてですが、確かに早くからの周知、呼びかけは事業を成功させる上で大変重要と考えております。

○中村（誠吾）委員

基本的な質問をもう一つします。ことしも入船公園だけなのですか。というのは、昨年なたしか他の公園も行おうとしていなかったか。そんな考えを示されませんでしたか。

そして、前は町会に急をお願いして、かなり無理をお願いしたと聞いています。だから、入船公園の周辺の町会にはもう説明は行っているのだと思いますけれども、行っていなければ昨年と同じスケジュールで進んでしまっているのではないですか。

だから、前から公園緑地課のホームページの改良のこともお願いしたことがあるのですけれども、それはどうですか。

○（建設）公園緑地課長

入船公園だけでしょうかという質問と、スケジュールの関係についてですが、公園花壇ボランティアの活動を広げていくために、来年は平磯公園の花壇の実施も予定しております。

また、昨年より早目に段取りを進め、町会も含めてもっと幅広い公園花壇ボランティアの募集を声をかけて進めていきたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

最後に、これは建設部長にお聞きしたいのですけれども、少しきつい言い方だったのですが、市役所の都合だから市役所側が全て段取りを整えればいいとの感覚ではないのですよね、共同でやると言っているのですから。であれば、市民の皆さんがこの事業を通じて、先ほどの都市計画マスタープランのアンケートもありましたよね、本当に公園をよくしたい、そのことで楽しんでいきたい、そのように市側が感じているのかが問題なのです。そこが要なのです。

だから、昨年、急に始めて、そのことを踏まえず同じスケジュールで時間ぎりぎりに進めて、町会をお願いする一方的なものであってはならないと思います。いや、今、答弁を聞いて、前回のことも反省、総括しながら来ている、だったら時期的なことはあるのだとわかりましたけれども、でもそういうふうに見られるのです。

それで、私は本当に、ここの建設常任委員会だから皆さんに言うのだけれども、建設部の仕事って目に見える形の仕事だと思っています。市民に仕事をして喜ばれる部です。ほかのところは悪く言わないけれども。要するに、道路ができたり料金の安い市営住宅で貢献したり、そして雪を持っていってくれるのですから。そういうことからしますと、なおさら公園ですよ、子供たちを豊かに育てていこうというような母親もいる、その公園の仕事も建設部なのです。ですから、市民は喜ぶのではないかと思うのです。

ですから、建設部長、この事業をどう思っているのかお答えくださいというか、基本的に建設部長のこれからの進め方も含めて考えをお示してください。

○建設部長

まず、きょうは本委員会の冒頭で、都市計画マスタープランの策定に当たってのアンケートの中で、先ほどの中村誠吾委員の御指摘のとおり、なかなか厳しい御意見が出されていたのかと思っております。

今回この花壇の整備の事業の実施に当たりましては、今どちらかと言いますと遊具の更新が少し中心にはなっているのかと考えています。私が見ても実際に使われているというか、市民から見ると遊具の更新は全体の一部であって、本当に公園に行きたいと思うためにどうしたらいいのかというところの視点が、やはり少ないのかと。そういつた中で、経費もかけない中で、緑化の推進も兼ねながら何か事業ができないかという形の中で、今年度、入船公園の花壇の整備という形で原課から提案があつて実施をしたと。そういった経過もありまして、なかなか準備不

足の中で、いろいろ課題が出たのかと思っております。

ただ、この事業の目的は、市民の皆さんが身近な公園として親しみを持って、たくさん利用していただきたい、そこがやはり重要だと考えております。その中で市民も参加をしていただくというのがやはり一つのキーと思っておりますので、今後もこの事業、拡大をしながら、ただ、今回実施しまして、いろいろ課題が見えてきましたので、先ほど答弁した周知等も含めまして、きちんと整理して進めてまいりたいと考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○高橋（克幸）委員

◎市営祝津住宅の募集における申込要件の緩和について

報告の中から1点だけ質問させていただきます。市営祝津住宅の募集についてです。

改正されるということで、まず現状を確認したいのですが、市営祝津住宅は、13棟、たしか記憶ではあったかと思いますが、全体の戸数、入居している戸数、それからあいている戸数をそれぞれ示してください。

○（建設）大門主幹

今御質問ありました市営祝津住宅に関しましてですが、全部で13棟ございまして、まず管理戸数は450戸ございます。そのうち、これは8月30日現在の、8月末の数字で押さえているのですけれども、入居が353戸、あいているところが97戸という状況になっております。

○高橋（克幸）委員

この空き戸数の中で、募集中もしくはこれからすぐ募集をするという予定の戸数はわかりますか。

○（建設）大門主幹

これはその8月末現在で押さえた数字での報告になるのですけれども、その97戸のあいている中でまず居住困難な状態にあるもの、例えば家財が置きっ放しになっているとか、そういうようなものが6戸ございました。居住可能なものが91戸ありまして、そのうち、いわゆる災害による一時避難用住宅とかそういうような取り扱いが6戸、あと、修繕予定及び既にもう募集中のものというのが合わせて21戸となっております。

残りにつきましては、修繕は必要なのですけれども現在まだ修繕ができない状況ということになっております。

○高橋（克幸）委員

結構あいているのですね。こういう認識では私はなかったのですが。

先ほど説明がありましたが、市営塩谷住宅よりも募集の数が少ないということでしたけれども、これは何か大きい要因はあったのでしょうか、こういうことだから市営祝津住宅へ行きたくないのだとか。市営塩谷住宅よりは市営祝津住宅のほうが近いかと思うのですけれども、その辺わかっていことがあれば示してください。

○（建設）大門主幹

今のお話ですけれども、市営塩谷住宅と市営祝津住宅での比較ということになるかと思うのですが、正直はつきりした要因は私も何とも言いがたいところはあるのですけれども、確かに一つ交通のところを考えますと、市営塩谷住宅は国道5号沿いにあるという状況、交通の便がかなりいいところなのかということの一つあると思います。比較になりますと、市営祝津住宅はどうしても交通の便で言いますと、市営塩谷住宅に比べますとやはり交通の便はよくないのかという状況もあろうかなという、そういうところも、もしかしたら要因の一つかと感じるところでございます。正直はつきりした要因は私も何とも言えないところでございます。

○高橋（克幸）委員

私も近いのでわかりますけれども、交通の便はそんなに悪くないと思います。終点が団地の中にありますから、

だから、バス停をおりたらみんな行けるわけですから。

いつかの機会でもいいのですけれども、なぜなのかという要因をもし探れるようでしたら探っていただきたいと思います。

この随時募集、それから単身者世帯の改正については、これはいつから募集をするのですか。

○（建設）大門主幹

今定例会に報告させていただきましたが、この報告の後、必要な当方の要綱とかそういうものを改正いたしましたので、早ければ2月の公募から間に合わせるようにしたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

一つ聞くのを忘れました。空き戸数の中で4階、5階のあいている、数でなくてもいいです、ざっくりどのぐらいの割合があるのでしょうか。

○（建設）主幹

先ほど申し上げました空き 97 戸、市営祝津住宅の 97 戸のうちですけれども、5階が 33 戸、それで4階が 20 戸、4階、5階で合わせて 53 戸になります。空き 97 戸に対する割合としましては、55%が4階、5階となっております。

○高橋（克幸）委員

では、この質問は終わります。

◎陳情第 20 号 高速道札幌道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方について

次に、陳情第 20 号について確認をさせていただきます。

第 3 回定例会で唯一残っていた陳情第 20 号のうちの要望の第 3 項目についてですけれども、大分古い話でしたので市に資料が残っていれば、もしくは資料の有無も含めて確認をしてほしいということで宿題を出したつもりだったのですが、その結果について示してください。

○（建設）用地管理課長

チサンカントリークラブ銭函の水に依存するに至った経緯、現状の市や北海道がかかわっている過去の資料等の確認ですが、陳情者から当時の状況などの聞き取りを行い、それらを含めた内容について北海道への聞き取りや市の過去の書類等の確認を行いました。書類等がなかったため、全てについて事実確認はとれなかったものであります。

○高橋（克幸）委員

なかなか古いから難しいですよ。非常にそれがややこしい問題だと思うのですが。

事実確認ができないという前提で聞きますけれども、10月5日付で、陳情者から市長宛て、議長宛てに追加の説明文が来ております。原課の方は持っているかと思うのですが。それで、資料の確認ができないということなのですが、説明文で陳情者が言われていることについて三つの点で確認をさせていただきたいと思います。

まず、上水道関係の 1 と 2 ですけれども、まず 1 について読み上げてください。

○（水道）管路維持課長

1 について読み上げます。

昭和 46 年、高速道（札幌バイパス）建設により山側地区が分断され、市水道の敷設が困難になり、基準を満たす可能性が失われた。

○高橋（克幸）委員

確認したいのは、基準を満たす可能性が失われたと陳情者は言っているのですが、これについて市の見解はどうか。

○（水道）管路維持課長

昭和 46 年当時、水道局の中にもこの地区に関する資料が実は見当たりませんでした。当該地区については、当時、昭和 46 年ですけれども、給水区域外でありますので給水計画がまずなかったと思われまますので、このような事実はないのかと思っております。

○高橋（克幸）委員

次に、上水道関係の 2 ですけれども、これについても少し読み上げてください。

○（水道）管路維持課長

二つ目ですけれども、昭和 48 年、チサンゴルフ場建設により使用していたゴンシロ川の水が飲料水として使用できなくなり、チサンで使用の水に依存せざるを得なくなったことは、小樽市が住民の状況を十分確認せずにゴルフ場建設を決定し、給水対応をしなかったことによるものであること。

○高橋（克幸）委員

ここで聞きたいのは、小樽市がゴルフ場建設を決定したとここでは書かれています。そのことと給水対応をしなかったことによるものについて、この見解をお願いします。

○（建設）近藤主幹

ゴルフ場の建設については都市計画法の開発行為の許可が必要になりますが、当時、当該ゴルフ場の当初の開発行為の許可については、北海道が許可を行っているところでございます。これについて、この許可をするに当たって市がどのようにかかわっていたかということについては、先ほど述べましたように、過去の書類等がなかったため事実確認はとれていなかったところでございます。

○（水道）管路維持課長

水道局においても、この当時、ゴルフ場建設に関してかかわった資料というものはございません。先ほどの答弁の繰り返しになりますが、この地区は、昭和 48 年も給水区域外でございまして、給水に関する計画はなかったものと思っております。

○高橋（克幸）委員

最後の 3 点目ですけれども、下水道関係です。これも読み上げてください。

○（水道）管路維持課長

下水道関係です。平成 11 年からの銭函インターチェンジ拡幅工事により、市道星置山ノ上線は海側に大きく押し出され、数戸は立ち退きを余儀なくされ、道路沿いの家並みが分断されて下水道敷設基準を満たす可能性が失われた。当該地区の東側及び西側に下水道が敷設された折に計画的に対処していれば連結することは可能であったと思われるが、何の説明もなく取り残された。

○高橋（克幸）委員

大変主観的な表現で書かれているわけですが、下水道敷設基準を満たす可能性が失われたと、それから何の説明もなく取り残されたという、大分主観的に言われているのですが、これについての見解をお願いします。

○（水道）管路維持課長

当時、説明を行ったかということについても資料がありませんので確認はできませんが、まず、ここで言われています高速道路から海側の家屋、これについては現在、下水道の処理区域であります、この道路より低い地形にあるため下水道が当時敷設できなかったと考えられます。

もう 1 カ所、山側の家屋については、高速道路の山側でございまして、現在、市街化調整区域であり下水道の処理区域外でありますので、敷設する計画は持っていなかったと思います。

○高橋（克幸）委員

当時、市がどういうふうにかかわっていたかという事実を確認する資料はないものですから、これ以上の具体的

な議論は難しいかとは思いますが。ただ、陳情者が言われていることと市の見解に相違があるというのはわかりました。

これ以上、深く議論はできないので、ではどうできるのかということを開きますけれども、今までの前例でいいですけれども、市の水道局で水道の敷設区域外の方にどういうことをやられてこられたのか、実際にこういうケースがあったということがあれば示していただきたいと思えます。

○（水道）管路維持課長

今までのこのような事例でございますけれども、給水区域内におきましては私どもで本管を敷設させていただいております。そこからの使用については、使用者の御負担でやっていただいているというのがこれまでの事例でございます。

○高橋（克幸）委員

その内容についてももう少し聞きたいのですけれども、次回にその辺の詳しい、できれば費用だとかどのぐらいの距離だとか、もしわかれば示してほしいと思えますので、よろしくをお願いします。この質問はこれで終わります。

◎請願第 3 号 小樽市の水道料金、下水道使用料の見直し方について

次に、請願第 3 号についてです。

先ほどの川畑委員がいろいろ質問されていまして、私のほうでははしょって質問させていただきたいと思えます。

水道料金にかかわる内容ですので、非常に重要なというか大きな内容かと思っておりますので、しっかりと議論させていただきたいと思えます。

実は、平成 27 年第 3 回定例会で、我が党の斉藤議員がこの水道料金の件に関して同様な質問を市長にしております。斉藤議員は、先ほどもありましたけれども、基準水量に満たないのに払っているのはなかなか納得できないという市民の方の声を聞いて、市長に対して基本料金に含まれる補填費分を別立てにして料金体系をわかりやすく、従量料金を、要するに使用料金を基本に組み直すことは可能ではないかという質問をしました。

市長からは、料金体系については、使用水量にかかわらず徴収する基本料金と使用水量に応じた従量料金をわかりやすくすることは可能と考えています、当時の市長が言っているわけですがけれども。次に、料金体系についての私の認識につきましては、現在の料金体系は基本水量を設定し、これが、使っていない水量分まで負担しているように誤解を招く原因になっているものと認識しているという、そういう市長の見解でした。

これについては、今も、そうか市長がかわったから聞きようがないですね。水道局としては同じような認識を今も持っているかと判断してよろしいですか。

○（水道）総務課長

平成 27 年第 3 回定例会での斉藤陽一良議員の一般質問に対する答弁に関してですが、やはり現在の料金体系が基本料金を負担していただくことによって 20 立方メートルを使えるという、本来で言うその固定的な部分といいますか、基本料金の部分、それから使用した部分にかかる従量料金の部分が一部混在しているといいますが小樽市の料金体系になっておりますので、そのことが高橋克幸委員がおっしゃるような誤解の原因になるというのは私どもも同様の認識をしております。

また、見直しができるかということについては、今の方法ではない見直しはできようとは思っておりますが、完全に基本料金と使用料金を分けることができるかどうかというのはまた幾つか課題もございますので、そのあたりを解決しなければいけないかという部分がございます。

○高橋（克幸）委員

これは大事な議論なので、これをずっとやっていきたいと思うのですが、やはり、市民の皆さんがわかりやすいというのが一番いいわけです。要は、今の基本水量、込み込みの値段になっていると受け取られますので、使って

も使わなくても 20 立方メートルはいただきますという話ですから、例えば電気料金みたいに、基本料金は幾らです、電気で使った分は幾らです、合計幾らですというのが一番わかりやすいですね。

水道も、固定費も含めたそういう考え方の基本料金、実際に使った水道の料金、合計で幾らというのが一番わかりやすくて、基本的な考えとしては、私はこれがいいと思うのですけれども、では現状で何が課題で、問題で簡単にいかないのかを説明していただけますか。

○（水道）総務課長

基本料金は基本料金として負担していただきまして、使用分、従量料金については 1 立方メートルから 1 立方メートル刻みでというのが一番わかりやすいということで今御指摘いただきまして、確かに私もそれが一番わかりやすいと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように解決しなければならない課題があるといいますのは、実際、今のその方式でやっている町もございませう。小樽市で今、課題としておりますものの一つとしましては、水道メーターの関係でございませう。小樽市の多くの水道メーターは地下式ということで、玄関先でメーターボックスをあけて、そこにメーターがあるのを検針するというようなメーターが多くございませう。その形から冬期間は雪の下に埋まっているという状況がございませうので、推定で一度賦課をして、春先に雪解けになった段階で改めてそのメーターを見て 1 回分、2 回分の検針を精算するというような方法を現在とっております。

それが 1 立方メートルずつということになりますと、冬期間そのメーターを見られないことになりませうので、春先の精算でほぼ全件といっても過言ではないぐらい 1 立方メートル、2 立方メートルがずれている部分の精算が出てくるということになりますし、また従量、使った分を 1 立方メートル、2 立方メートルというのがどの段階で、どれだけ使ったかというのもまた正確にはかれないという状況が起きてまいりませう。

実際、道内の中で、今、高橋克幸委員から御提案いただいてきましたような基本料金と使用料金を別に計算するという方法をとっている自治体では、多くは隔測メーターといひまして、メーター部分は当然、地下の給水管についているのですが、はかるメーターの表示部分については、電気料金のように壁についているメーターで検針するというようなメーターをつけているまちがほとんどと聞いております。

ただ、それによりまして一番大きな問題は費用なのですけれども、地下式で電気を用いない水道メーターと、電気式で隔測で壁ではかれるメーターというのは、メーター自体の単価で 5 倍以上の差がございませうし、設置費用もまた多く使うということになりまして、メーターは計量法の規定によりまして 8 年に 1 回交換するということになっておりますが、その 8 年ごとに交換する費用のメーター代金が 5 倍、6 倍、場合によってはそういうような単価になってきて工事費もかかるということになりますと、超概算でございませうがメーターの設置費用に 1 億円ほどの差が出るとも試算されております。

そうなりますと、今、市民の方にわかりやすい料金体系、基本料金と使用分を分けるということに対応するためにメーターの方式を全部変えるといったようなことをもし踏み切ったとしますと、先ほど私申し上げました、資金が年間で、その年によって数も違いますが、例えば 1 億円違えば 10 年間で 10 億円の違いというのが出てくることにもなってまいりませう。

一番わかりやすい形にはしたいのですが、やはりそういったことによって料金改定が早まるといったようなことにもつながりかねないというもございませうので、そのあたりも含めて一番いい方法、皆様に御理解をいただけて、わかりやすいという方法が何なのかということは今後考えていきたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

ざっくり数字の説明をしていただきましたけれども、数字の議論をするときにはペーパーがないと具体的な数字の議論はできないというのが私の持論ですので、もう少しわかりやすく今後できるように資料をつくってほしいと思いますので、後日、改めてその件は打ち合わせをさせていただきたいと思ひます。

今の話ですと、要するに、基本料金が大きくなると固定費が大幅に上がる可能性があるということです。基本料金が大きくなっても、いや、そのほうがいいのだという方はなかなか少ないのかとは思いますが、意見として、要するに説明するときに、そういうふうにはっきりさせるためにはこういう設備が必要で、幾らかかって、こういうまずわかりやすいペーパーをつくってほしいと思います。

ではそのほかに、明確に基本料金とはならないにしても、それに近い形で、もしくは皆さんが納得できるような数字の出し方で現状と似たようなやり方が現実的なのかと聞こえましたけれども、それはそういうことでいいのでしょうか。

○（水道）総務課長

料金体系のあり方、改定のことに関心した話になりますので、本件については最終的には審議会を立ち上げて、その中でいろいろな案を示して、それで御判断いただくべきものということをお話しさせていただきたいと思っております。

今、高橋克幸委員からお話しいただきました現状に近い、その中で先ほどの理想的な形ではないということがあるとすれば、今の 10 立方メートルというものの数を減らす、減らすことによって基本料金も下げる。ただ、その形というのが、例えば基本水量を半分にしたからといって基本料金が半分になるわけではないというのは、先ほどから申し上げておりますその固定的に負担していただく経費の関係がありますので、そのバランスというのをいかに持っていくかというのは一つ判断があるかと思っております。

また、そういうことをしたところで全ての方の不公平感が解消できるかとなりますと、半分にしたからといって月に 1 立方メートル、2 立方メートルしか使っていない方にとっては今までと変わりはないという状況もございますので、総合的な中で費用対効果、またそれから対象になる方の大小を含めまして、どういう方法が一番いいのかというのは、これから皆様の御意見を伺いながら決めてまいりたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

私がお願いしたいのは、要するにお年寄りに話しても、ああ、それならわかるという、そういうやり方にしてほしいということなのです。大体、苦情、要望で来ている方々は、要するに使っていないのに払っているという認識なので、そこをやはり払拭しないと、この問題はずっと引き続くのです。ですから、その話を含めても、ああ、それなら何とか納得できるというところまで落とし込まないとこの議論は何回も続くかと思っておりますので、いずれにしても、きょう結論を出して云々という話にはならないですけれども、内容としては理解をしました。

企業会計ですから、収支のバランスで赤字だとやっていけませんから、その内容はよくわかります。理解しています。問題は、では、いつごろをめぐりに料金改定を考えていくか、いつまでにそれをいろいろと具体的に検討していくかということなのですけれども、その目安は持っていますか。

○（水道）主幹

繰り返しの答弁になるところもごさいますけれども、経営方針実現のための施策で、実現方策の中で料金体系の研究の項目を設けております。これに伴う実現方策については、経営戦略において、先ほど中村誠吾委員にも質問で答弁いたしましたけれども、将来にわたって水道事業の経営を安定的に継続するための長期的な視点に立った計画的な資産管理法、いわゆるアセットマネジメントの手法を用いて更新需要と財政収支の見通しを試算した素案を先ほど報告させていただきましたが、来年の第 2 回定例会に報告を行いたいと考えております。よろしくお願いたします。

○高橋（克幸）委員

そうすると、確認ですけれども、料金改定の考え方、もしくは、どこまで具体案かわかりませんが、それは第 2 回定例会に出てくるということによろしいですか。

○（水道）総務課長

第 2 回定例会でお示しできるのは、料金改定の具体案という状況ではございません。まずは、繰り返しで恐縮なのですけれども、資金がどれだけもつか、それが私どもとしては、やはり一番重要な問題でございますので、10 年の長期的収支を第 2 回定例会で示させていただきました段階で、例えば現状のままでしたら 3 年で資金不足になるのか、8 年でなるのか、10 年でなるのかというような経営状況の将来の目安、めどが見えてくると思っております。

従来、先ほど平成 27 年第 3 回定例会の斉藤議員の質問のときに当時の水道局長が答えておりますのは、次期料金改定のときにはわかりやすい料金体系にしたいというような答弁をしていました。恐らく頭の中には、その料金改定の時期がそう遠い時期ではないといったようなことをイメージされて、ただ引き下げて終わりということではなく、そのときに合わせてといったようなイメージがあったのかとも思っております。

ただ、今その後の金利情勢が低くなっているといったような事情もございます。それで、資金的に当時よりは今もつかというような感触もございます。その中で、ただ、3 年、5 年後に料金改定が予定される中で引き下げだけというふうにもなりません。そのめどが見えた段階で、これだけ経営の状況があるのであれば、今はどういう手法でどこまで手をつけるかというようなものが見えてくると思っておりますので、そのあたりを含めたものを第 2 回定例会でお示しできるかと。まずは、経営状況のめどが見えるというところから、この議論を始めさせていただきたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

しつこいようですけれども、わかりやすい料金の設定の仕方というのが私の議論の大前提ですので、できれば第 2 回定例会のときまでに、全部こうですよではなくてもいいのですけれども、要はこういう考え方をしているとか、糸口でもいいのですが、わかりやすい料金改定に、こういうふうに考えていますとか、こういう考え方ですとかというのは示してもらえるのでしょうか。

○（水道）次長

今水道局で考えているのは、上下水道ビジョンの作成でその経営の方向が今後 10 年間でどういう状態になっているかというのをまずお示しする段階なものですから、その後の料金改定につきましては、その状況を見てどうしましょうかというぐらいまでしか多分示せないと思っております。

だから、こちらも今後の 10 年間の収支計画はまだ見えていないので、いろいろ頭の中で案はあるのですけれども、それがどれがいいのかというのが、まだそれからの話になると思いますので、まずは第 2 回定例会の段階では今の水道の状況がこういう状況ですというのをお示するぐらいかとは思っています。その後から、料金改定ができるのか、下げられるのかという議論が本格化していくのかと考えてございます。

○高橋（克幸）委員

何回も言いますがけれども、私の言いたいことは、誰が聞いてもわかりやすい、そういう料金体系を目指してほしいと思っております。今、水道局次長が答弁されましたが、来年の第 2 回定例会以降にならないとこの議論はできないということですから、それについてはある程度資料等が出た段階でまた議論させていただきたいと思っております。

では、この質問は終わります。

◎市営住宅の長寿命化計画について

その次に、市営住宅の長寿命化計画について、何点か質問します。

まず、この公共賃貸住宅長寿命化計画の目的を説明してください。

○（建設）建築住宅課長

小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の目的ですけれども、まず、建設費の平準化及び入居者に対する一定以上の基準の市営住宅を提供することを目的にしております。

○高橋（克幸）委員

この計画の期間、その考え方について示してください。

○（建設）建築住宅課長

現行の公共賃貸住宅長寿命化計画についてお答えいたします。現行の公共賃貸住宅長寿命化計画の計画期間は、平成 22 年度から平成 31 年度の 10 年間であります。また、構想期間としては、平成 22 年度から平成 41 年度の 20 年間であります。

○高橋（克幸）委員

構想期間は 20 年だと、計画期間はその半分の 10 年だと、来年度でちょうど 10 年を迎えるのですね。この計画、ほとんどもう終わってきていますけれども、ここに書かれている計画期間の、建てかえだとか改善だとかいろいろありますが、大まかでいいですけれども、大体、率としてどのぐらいの率で達成されているかを示してください。

○（建設）建築住宅課長

現行の公共賃貸住宅長寿命化計画の達成率についてお答えいたします。

平成 22 年の策定当初に対する現在の達成率を、建てかえ、用途廃止、それから改善工事に分けて、戸数の割合で報告します。

建てかえは約 8 割、用途廃止は約 7 割、改善工事についても約 7 割達成しております。

○高橋（克幸）委員

それで、用途廃止が 70%でしたね。残っているのはどこの市営住宅ですか。

○（建設）建築住宅課長

市営オタモイ C 住宅の一部、市営塩谷 B 住宅、市営塩谷 C 住宅、市営桂岡住宅であります。これは、入居者世帯が当初の計画よりも残っていたため先送りしたということなどが原因です。

○高橋（克幸）委員

それで、私が聞きたいのは次の 10 年の計画なのです。公共賃貸住宅長寿命化計画、平成 22 年 3 月に策定された、概要版しか持っていないのですけれども、これで構想期間が、32 年度から 41 年度ということで、①から④、本当に簡単に書いてあるわけですが。

この公共賃貸住宅長寿命化計画を立ててから約 10 年たちますので、そのときの計画の考え方と、やはりずれが出てきているのかと私は思います、時代の背景だとか状況だとかによって、用途廃止しようと思っていた住宅がふえたとか、逆に、ここは必要だと思って戻したとか、そういうのがあるのかどうかわかりませんが、まず次の公共賃貸住宅長寿命化計画をいつ立てるのか、いつまでにつくるのかを示してください。

○（建設）建築住宅課長

次の公共賃貸住宅長寿命化計画につきましては、平成 31 年度に策定いたします。

○高橋（克幸）委員

平成 31 年度いっぱいですね。

それで、ここに書かれてある、単純に、建てかえが一つ、それから長寿命化型プラス個別改善、三つ目に長寿命化型改善、四つ目に用途廃止と、この 4 種類になっているのですけれども、基本的にはこれで進むのですか。

○（建設）建築住宅課長

公共賃貸住宅長寿命化計画については、これからの策定になりますので正確にはお答えできませんけれども、建てかえの住宅については複数棟になるとおられます。

また、用途廃止と改善についても、現行の公共賃貸住宅長寿命化計画が積み残しになっておりますので、それをやらなければなりませんので、この計画と同じものにはなりません。

○高橋（克幸）委員

これは構想ですから、計画ではないのですね。

二つ聞きたいのですけれども、一つは建てかえです。

今、複数棟という話がありましたので、この当時出ていたのは、市営真栄改良住宅ということで南樽市場の上ですよね、かなり古いのですけれども。

それともう 1 カ所か、もう 2 カ所とかあるのかという考え方でいいのですか。

○（建設）建築住宅課長

この市営真栄改良住宅についても、この場ではっきりと今度の 10 年間に入れられるということはお答えできませんけれども、通常であれば今あるストックのことを考えれば、複数棟を建設しなければならない状況ではあります。

○高橋（克幸）委員

聞きたかったのは、この市営真栄改良住宅なのです。非常に権利関係もいろいろあるみたいだと聞いていますし、下が全部店舗なので、直すにしても建てかえるにしても相当苦労が必要だなとか協力も必要で、なおかつ仮店舗も、どこまで保障するのかわかりませんが、もしくは別の用地で仮店舗をつくったりしてという、かなり大がかりな計画になると思うのです。これが、今の段階でも結構です、余り言えなければ言わなくてもいいのですけれども、どのぐらいまで考えているのかというのが一つです。

それからもう一つは、用途廃止計画で市営桂岡住宅、市営花園共同住宅、市営梅ヶ枝住宅、この三つが出ているのですが、これは確実に用途廃止になるのかどうか。その 2 点をお願いします。

○（建設）建築住宅課長

今度の公共賃貸住宅長寿命化計画におきましても、この市営真栄改良住宅をどうするかというのはもう最難関の課題でありまして、私もずっと、もうことしから考えていますけれども、なかなかどうするか、まず移転で建てるのか、その場で建てるのかもまだ決定しかねているところですので、それは十分まず建設部内で協議を重ねて決定し、庁内に諮っていきたくと考えております。

それから、用途廃止、市営桂岡住宅、市営花園共同住宅、市営梅ヶ枝住宅につきましても、この場ではっきりと用途廃止とは答えられませんが、年代的にはもう解体していい時期になっていますので、恐らく候補に入ると思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

石田委員に移します。

○石田委員

◎南小樽駅のバリアフリー化について

それでは、まず南小樽駅のバリアフリー化について質問をさせていただきます。

私の住んでいるところがちょうど入船というところで、南小樽駅を利用される方は、その入船を取り巻く花園とか、松ヶ枝、天神、奥沢、住吉町、住ノ江、そのあたりの方々を中心だと思えます。実際にタクシーやバスとかでその駅まで乗りつける方のほとんどはそのあたりの地域にお住まいの方だと理解しておりまして、関心はすごく高いのです。私も住んでいるところがそこなものですから、いろいろな人にそういうことをよく聞かれますので、そのあたり、どの程度ははっきりできるのかということで質問をさせていただきます。

まず、この南小樽駅の前に、昨年 10 月 7 日ですけれども銭函駅のバリアフリー化が完成いたしました。この銭函駅の場合は、主に駅舎の改修だけで完了という格好になっていますが、この南小樽駅については駅舎のみならず、その地域全体のバリアフリー化であると私は理解しております。この南小樽駅は面的、一体的なバリアフリー化で

あるわけです。

そこでお聞きしますが、これにかかわる具体的な工事の内容として、四つの特定事業に分かれております。一つは公共交通特定事業、それから道路特定事業、そして交通安全特定事業、その他の事業、この四つですけれども、このそれぞれについて説明をしていただきたいのです。

○（建設）角澤主幹

ただいま質問のありました四つの特定事業についてでございますが、まずこの各特定事業について説明いたしますと、これは平成 29 年 3 月に策定しました南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想の中で位置づけているものでございます。

このうち、一つ目の公共交通特定事業については、南小樽駅の整備内容について記載してございまして、主な整備内容はエレベーターの設置や多機能トイレの設置などでありまして、実施主体は J R 北海道になります。

二つ目の道路特定事業については、市道住吉線の道道天神南小樽停車場交差点から国道 5 号の交差点までの区間ということで、いわゆる市立病院を目の前にした区間になりますけれども、ここの区間の照明施設の設置、歩道の点字ブロックの改修等ということになってございまして、実施主体は小樽市となります。

三つ目の交通安全特定事業については、この住吉線の信号機などに関することございまして、信号を調整し歩行者の横断時間を確保するものということで、こちらは北海道公安委員会が実施主体になります。

四つ目のその他の事業については、駅前広場と駅舎の段差解消、駅前広場と住吉線の段差解消などになってございまして、J R 北海道と市で実施予定という形になっているものでございます。

○石田委員

ざっとした内容を今お聞きしましたけれども、それぞれの、四つ目のその他の事業についてはまだ期間が決まっていない部分もあるようですけれども、最初の三つの事業について、何年開始で何年完了というのはおわかりになりますか。

○（建設）角澤主幹

まず、最初の公共交通特定事業については、平成 30 年度からの開始になります。道路特定事業につきましても、平成 30 年度からの開始という形になります。交通安全特定事業については、まだ未定ということになってございます。

○委員長

終了時期は特定されていないということですか。

○（建設）角澤主幹

失礼しました。最初の公共交通特定事業については、平成 30 年度から 31 年度という形になってございます。二つ目の道路特定事業については、平成 30 年度から開始しまして、おおむね平成 38 年度までの間で各事業をやっていくという形になってございます。それから、交通安全特定事業については、まだ着手してはございませんけれども、平成 33 年度までの整備を図るということで、北海道交通安全委員会からの報告を受けているところでございます。

○石田委員

いただいていた資料で、その交通安全特定事業については、スタートが平成 30 年度ではないのですか。まだ 1 月、2 月、3 月とありますから、30 年度は。その間にはもうスタートしてしまうということではよろしいのでしょうか。

○（建設）角澤主幹

バリアフリー特定事業計画というものがございまして、その中では平成 30 年度から 33 年度までの実施予定期間ということになってございますけれども、実施はまだ始まってはおりませんので、予定の期間としては一応、平成 30 年度からという計画を位置づけているところでございます。

○石田委員

それでは、その四つのうちの最初の公共交通特定事業、主に駅舎にかかわる部分の事業なのですが、これについて少しお聞きします。

これも私の理解では、予定では本当はことしの 10 月にもうスタートするというように理解していたのですが、現在まで今見る限りほとんど何も動きがないように見えるのです。でも、いろいろあると思うのですが、現在の段階までどの程度のことが行われているのか示していただきたいのです。

○（建設）角澤主幹

今年度から 2 カ年計画で始まってございまして、平成 30 年度は、南小樽駅の整備に関しましてバリアフリーに関する実施設計、あるいは跨線橋の製作、またトイレの整備を行う予定になってございます。このうち、実施設計が 7 月に開始しております。

跨線橋の製作については、J R 北海道からは 12 月中に契約を予定していると報告を受けたところでございます。

また、トイレに関しましては 1 月に契約を予定しておりまして、これは今年度中に完成する見込みであると確認をとっております。

○石田委員

そのバリアフリー化、主に多分、一番重要な部分はエレベーターの設置ということなのですが、それは少しこっちに置いておいて、そのほかに何か先ほどトイレの改修とありましたが、既存のトイレ、これも例えば御高齢の方や、それから障害のある方が使いやすいようなものにかえていくということなのでしょうか。

○（建設）角澤主幹

既存のトイレの改修工事については、これはバリアフリー化という形ではなく、駅を利用する方々、いわゆる観光客もよく利用されているということで、そういった部分の観点からトイレの洋式化を行うというような形のトイレの改修内容ということになってございます。

○石田委員

今年度、平成 30 年度についてはもうあとわずか 3 カ月ぐらいしかないものであれなので、実際には平成 31 年度に、これで完了ということみたいなのですが、31 年度においてはどれをこなしていくということになるのですか。

○（建設）角澤主幹

J R 北海道に確認いたしました。実施内容については、跨線橋の設置、それからエレベーターの設置を平成 31 年度に予定しているということでございます。ただ、それぞれの工事の着手時期についてはまだお示しできないということでございますけれども、国等々の補助金の関係で、通常 4 月に行われる国の交付決定が通常どおり 4 月に行われれば、国の交付決定をいただければそのときに合わせて早々に順次着工していきたいということは確認がとれましたけれども、現時点でまだ実施の時期というのはお示しできないということで報告を受けてございます。

○石田委員

やはり、この地域は小樽の中心部でもありますし、高齢の方とか障害をお持ちの方などが、または不特定多数のそういう市民の方々がアクセスする重要なポイントですので、一日も早い完成を目指してほしいと思っております。

それと、先ほど平成 31 年度の国からの予算の部分がまだはっきり見えていないので、具体的な何月ごろにその工事予定なのか、工程表みたいなのができ上がるのかというのがはっきり言えないということなのですが、大体何月ごろにはその工程表ができるというのは、やはりわかりませんか。

○（建設）角澤主幹

先ほども触れさせていただきましたけれども、平成 31 年度の交付申請に向けて要望調べというのがおおむね 2 月ぐらいに来るということを踏まえたときに、その要望を踏まえて国で取りまとめる時期が 4 月早々だというのが通

常の流れになっておりますので、4月に交付決定を受けられると仮定した上での工程となれば、4月から開始という工程を組みたいということの報告になります。

○石田委員

決定ではないですけども、決定ではないということですね。

◎除排雪について

それでは、この件は終わりました、除排雪についてお尋ねいたします。

現在、地域総合除雪業務、これは七つのステーションで運営されておりますけれども、昨年度は非常に作業のおくれが目立ちました。その要因は、去る第3回定例会の答弁で、排雪箇所決定に時間を要したためと説明がありました。もちろん、それも大きな要因であると思うのですが、それに加えて各ステーションの担当地区の総延長、特に排雪計画ですけども、排雪計画にかかわる総延長、これに私は差があるのではないかと思うのですが、七つのステーションそれぞれの排雪計画の総延長を示してください。

○（建設）建設事業室片山主幹

ステーション別の排雪路線の計画延長ということでお答えさせていただきます。

第1ステーションが20キロメートル、第2ステーションが46キロメートル、第3ステーションが24キロメートル、第4ステーションが20キロメートル、第5ステーションが41キロメートル、第6ステーションが60キロメートル、第7ステーションが17キロメートル、合計で228キロメートルとなっております。

○石田委員

やはりこれ、結構、第5ステーションも多いんですね。今の結果では、やはり第2ステーション、第5ステーション、第6ステーションというのが他の地域と比べて倍以上のところもありますし、約倍だというようなことなのです。これもまだその排雪の必要がない時期、要するに除雪だけで対応できているそういうときはまだいいのですけれども、いざ排雪ということになると、これほとんど市内一斉にそれが開始される状態になると思うのです。そうすると、どうしてもそれだけを持ってきても作業のおくれは発生する可能性があります。そして、昨年のようにその排雪箇所の決定がスムーズでなかったとなればさらにそのおくれに拍車がかかるという感じになるのではないかと思うのですが。

毎年のように多分検証してきていただいているのでしょうけれども、私が今言いたいのは、この作業の距離、それから地域の広さにこれだけ差があるということも、特にやはり昨年は第2ステーションと第6ステーションが非常におくれました。この長さ、面積とおくれの因果関係についてどのような見解を持っていますか。

○（建設）建設事業室片山主幹

第2ステーション、第6ステーションの排雪作業のおくれについて、作業距離が長いことが原因ではないかということでございますけれども、作業のおくれについてはさまざまな要因があると考えてございます。昨年度は、市側の判断が遅かったことや雪堆積場までの幹線道路の排雪を後回しにしたということが効率的な除排雪作業を行うことの意識に欠けていたということは反省すべき点だと思っております。

そのほかにも、交通誘導員の人員や、ダンプ、重機の不足なども考えられますので、石田委員御指摘の作業距離が大きく違うから原因ではないかというふうには考えてございません。

○石田委員

ということは、その作業距離よりも今言われた幾つかの要因、これを片づけることによっておくれは最小限にとどめていけるのではないかという結論でよろしいのでしょうか。

○（建設）建設事業室片山主幹

そのとおりでございます。

○石田委員

私はその内容を聞けばある程度納得はできるのですが、もしかして以前に六つだった除雪ステーションが七つと一つふえたのですが、この距離の長い地域、これをまた少しずつまとめて、もう一つ除雪ステーションをふやすという方法もあるのかと思ったのですが、そういうお考えはあるのかどうかお聞かせください。

○（建設）建設事業室片山主幹

作業のおくれが発生するようであれば、ステーションをふやすなどの方策が必要ではないかという御提案と承知しておりますけれども、作業のおくれについては除雪ステーションの運営等に課題があるものと認識してございます。単に除雪ステーションの数が問題とは考えてございません。人員、機械の手配や作業の段取りなどを効率的に行うことが課題だと考えてございます。

○（建設）建設事業室長

今、石田議員から作業のおくれについて御指摘があったかと思うのですが、やはりこれまでも我々がいろいろ検証を進めている中で作業のおくれというのは、市の判断のおくれということと、あわせて、やはり効率的な作業の認識が少し欠けていた、こういったことが大きな要因ではないかということで考えております。

この市から J V への指示がおくれることによりまして、排雪作業に必要なダンプ、トラック、こういったものの確保がなかなか困難になる、結果的に現場の着手が遅くなるということはやはり大きな問題であったということで考えております。

この作業のおくれを是正するためには、まず市の判断を早期に行うことがやはり重要ということで捉えておりまして、今年度はその早期作業の着手に向けて動きたい、作業を進めてまいりたいと考えております。

また、現在、7ステーションの作業延長も含めて、これまでの施策、これらを今後、検証を進めているところでございますけれども、各ステーションの作業延長などについては、やはり地形や地域の特性、また作業性、こういったことを考慮いたしますと、一定程度の面積、または作業域に差が出てくることはやむを得ないものと我々は考えています。現段階におきましては、この作業延長、そして地域、これ自体に問題があるということの認識は持ってはございません。

○石田委員

そうしたら、最後に、今回、除雪についてですけれども、1回かなり降りまして、ほとんど1回解けてまた降ったという状況なのですが、昨年もそうだったのですけれども、特定の場所ですけれども、例えば公園通りのイーグルオーの前のあの道路、それから東雲町と山田町のあの上りの一方通行、下りの一方通行ありますけれども、これが私の目では除雪が全然入っていなかった。だから、どういう状況だったかと言うと、もう砂漠を走るような感じ、もうザクザク状態で。

あれは何で入らなかったのでしょうか。二日、三日通せば15センチメートル以上になっているはずですが、1回の降雪量が15センチメートルでないと出ないということなのでしょうか。それを説明してください。

○（建設）建設事業室片山主幹

降雪による除雪の出動基準については、先ほども答弁させていただきましたけれども、路面管理の作業の判断の目安ということで理解しておりますので、石田委員御指摘のザクザクの道路であれば作業を行う必要があるかと思いますが、現状を見ながら作業が必要かどうかというのは判断しておりますので、入っていないという御判断がもしもありませんけれども、それはステーションなり我々の見目の中でその作業の有無を判断しておりますので、御指摘のとおり、入っていないのではないかとということであれば、今後の作業に生かしていきたいと思っております。

○石田委員

もう終わりますけれども、まだ今、全然雪の量が大した量ではないときでもそういうような箇所が発生しているということが少し私には心配で、これから本番ですから、ぜひ例年どおりパトロールもきちんと強化していただい

て、そのあたりの対応をしっかりとっていただきたいと思います。

私の質問は終わります。

○委員長

石田委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 52 分

再開 午後 5 時 11 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○川畑委員

共産党を代表して、討論を行います。

請願第 3 号小樽市の水道料金、下水道使用料の見直し方については、小樽市の水道料金は基本使用料が単身者などの平均使用料の 11.8 立方メートルを超える高い状況にあり、基本水量に満たない件数が 38.5%に達しているなど、請願者の願意は妥当です。

陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方については、陳情提出後、既存舗装の上からオーバーレイ工法による改修工事で、民地側への雨水流入はなくなったものの、不安は解消されておられません。

陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除排雪対策方については、昨年、除排雪の回数をふやし、改善されていますけれども、地域住民の安全確保が必要になります。

陳情第 20 号高速道札幌道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方については、10 月 5 日付で陳情書、要望 3 に関する説明があり、水道局の通常の業務処理としてではなく、高速道路の起因及び市の確認不足による救済措置として配慮することが趣旨です。安全な市民生活の面から適切な対処が必要と思います。

陳情第 21 号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方については、塩谷及びオタモイ 3 丁目の住民にとって、病院への通院は小樽駅前において乗りかえしなければなりません。

いずれの陳情も地域住民の要望は願意妥当であり、採択を求めます。

○中村（誠吾）委員

立憲・市民連合を代表して、請願第 3 号小樽市の水道料金、下水道使用料の見直し方について、継続審査を主張して討論いたします。

詳しくは本会議で述べますが、この請願の趣旨は、小樽市の水道料金、下水道使用料の基本水量は 2 カ月で 20 立方メートルですが、単身世帯の平均使用水量は約 12 立方メートルであることから、基本水量と料金体系の見直しを求めているものです。

基本料金は使用した水量にかかわらず固定的にかかる経費の一部を負担するという性格のものでありますが、使用実態から不公平感をお持ちになる市民の皆様の気持ちも理解できます。しかし、人口減少により収益が下がる中、老朽施設の更新は待たなしの状態であり、多くの施設整備をしなくてはならないなど、水道事業、下水道事業の経営は厳しい状況にあるため、基本水量の見直しを行うには整理しなければならない課題がたくさんあります。

本日の建設常任委員会で水道局から報告がありましたが、(仮称) 第 2 次小樽市上下水道ビジョンは来年の第 2 回定例会で素案が示される予定であり、その中では 10 年間の長期的収支もあわせて示されることになるため、それを見きわめた上で判断するのが必要と考え、現時点では判断できないことから継続審査を主張するものであります。

各会派委員の御賛同を願い、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 4 号について、採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第 3 号並びに陳情第 10 号、陳情第 20 号第 3 項目及び陳情第 21 号について、一括採決いたします。

請願及び陳情はいずれも継続審査とそれぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

陳情第 13 号及び所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。